

資料 No. 762

オランダ第2移住地 調査報告書



昭和53年2月

国際協力事業団

703
23.4
EP

国際協力事業団

受入
月日 84.4.10

703

23.4

登録No.

EP

ま え が き

このオランブラ第2移住地調査報告書は、サンパウロ支部が取りまとめ、Ⅰ本文、Ⅱ資料編、Ⅲ写真集の3部から構成されていたが、種々の事情から、資料編および写真集の大部分を割愛し、写真の一部を目次の前に、資料の一部を本文のあとに集録した。

本資料が移住関係諸機関の方々の参考となれば幸いである。

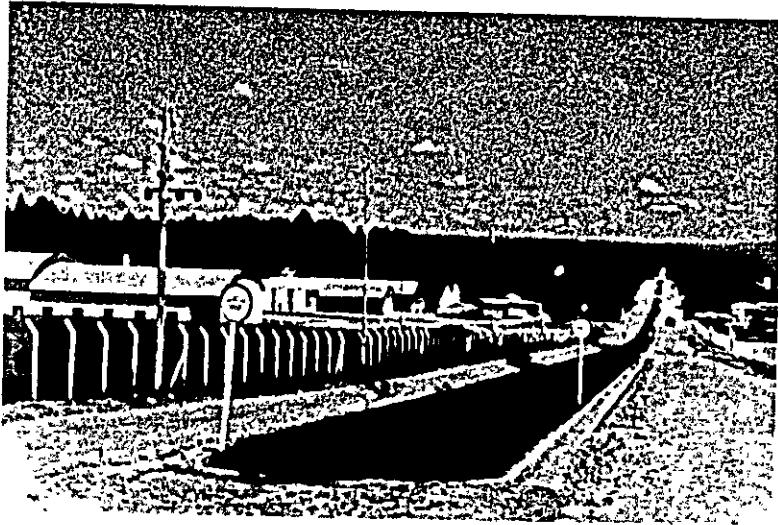
昭和53年2月

移住調整部長

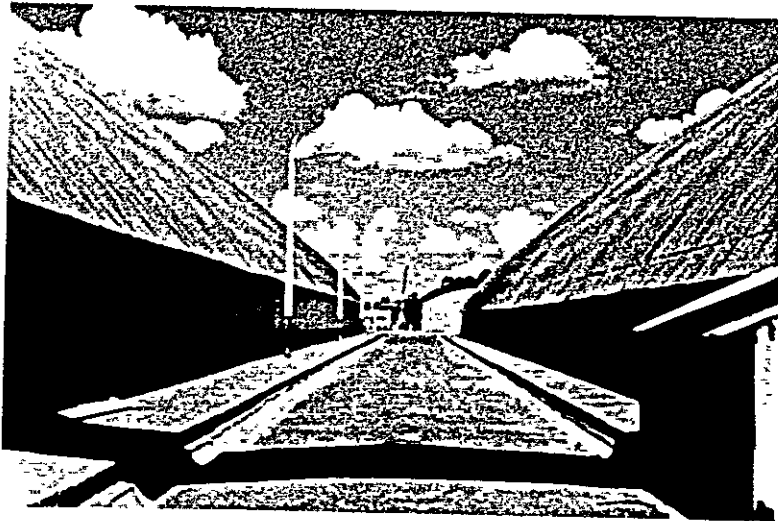
JICA LIBRARY



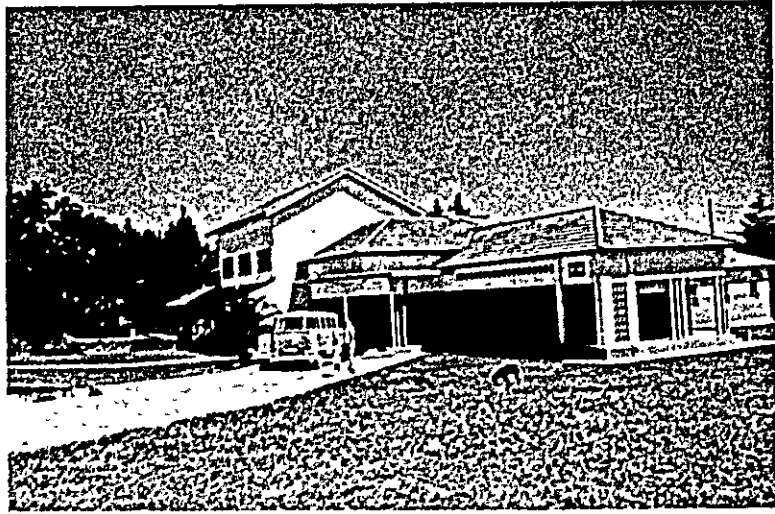
1024400[2]



移住地入口から 市街地へぬける幹線道路



トウモロコシ貯蔵用V字型サイロ



病院



精棉工場全景



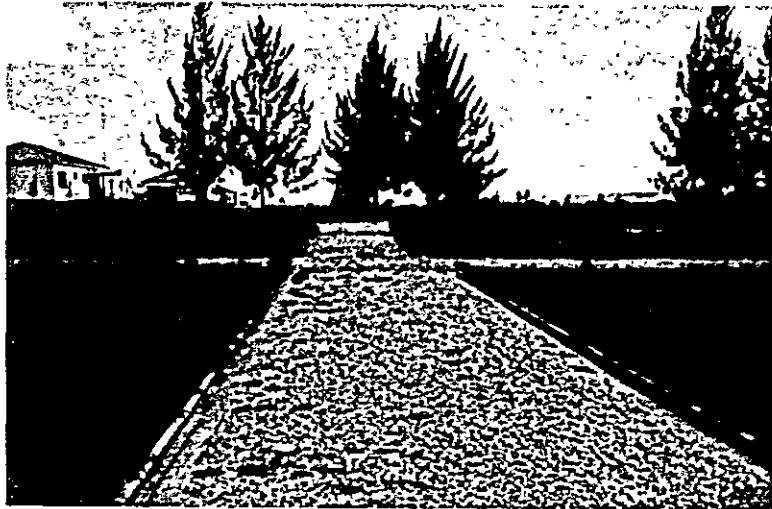
オランブラ社会福祉教育院の経営する学校
(幼稚園から高校まで)の一部の中庭



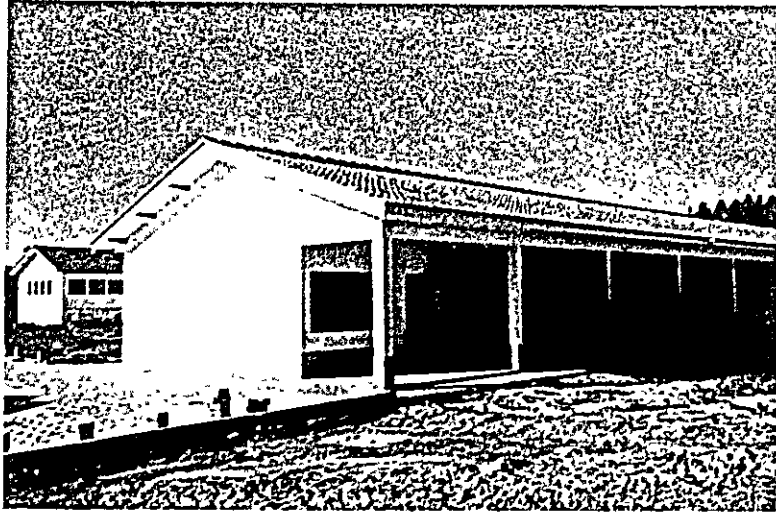
校内食堂



教会



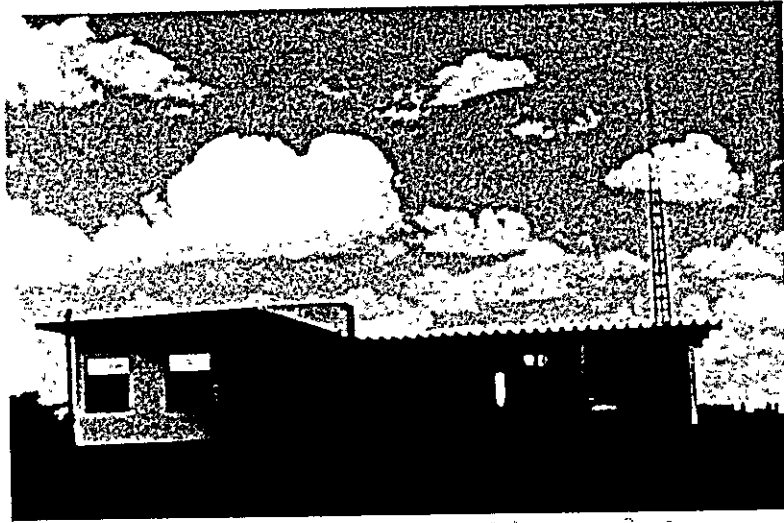
墓地



外来者用宿泊施設



組合集会（討論は極めて活発）



組合員の住宅



組合員の住宅

目 次

要 約

1. 調査地区名	1
2. 調査実施期間	1
3. 調査メンバー	1
4. 調査目的	1
5. 調査内容	1
6. 調査方法	1
7. 調査内容の要約	2
I オランダ人と移住	
1. オランダ人移住小史	3
2. オランダ人の移住形態	4
3. 伯国におけるオランダ人移住地	5
II オランブラ第2移住地	
1. 立地条件	7
2. 設立理由	8
3. 設立資金	8
4. 入植経緯	9
1) 直来移住者の選考	9
2) 現地入植	9
3) 土地購入の推移	10
III オランブラ移住拓植協同組合	
1. 組合の概要	11
1) はじめに	11
2) 組合の機構	11
3) 組合業務の概要	12
4) 組合の施設	15
5) 組合役員とその役割	20
6) 組合員の資格と義務	21
2. 組合の経営	21
1) バランスシートからみた経営の推移	21
2) 現在の財務状況	22
3) 販売手数料	25
4) 組合員の預金口座と移住地内通用小切手	25
3. 土地販売事業	26
4. 営農と組合の指導体制	26
1) 指導機関	26
2) 営農状況	33
3) 営農上の問題点	34
5. 生産物販売事業	34

6. 医療, 教育, 活動	34
1) 医療衛生活動	34
2) 教育, 文化, 福祉活動	36
3) 文化活動	41
4) 僻地の教育	41
M オランダ人の移住に対する考え方と今後の方向	
1. ブラジル社会への適応同化について	42
1) 適応同化の考え方	42
2) 同化のためのエレメント	42
2. 移住地管理のあり方	43
1) 集団移住地の機能	43
2) 村づくりの基本条件	43
3) これからの組合の運営とその方向	44
V 資料編	
1. オランブラ移植民組合定款	45
2. 農家の営農実例	53

要 約

1. 調査地区名

オランブラ第2移住地

2. 調査実施期間

1) 事前準備 1977年3月中

在サンパウロ、オランダ領事館、在サンパウロ、オランブラ事務所、サンパウロ市立図書館で関係資料文献の収集、資料分析、そして調査項目の分類、設定。

2) 現地調査

1977年4月4日 サンパウロ 出発、オランブラ第2移住地泊。

同年4月5日 オランブラ第2移住地内調査。

同年4月6日 オランブラ第2移住地出発。オランブラ第1移住地(補完調査のため)經由サンパウロ帰着。

3) 補完調査 1977年4月11日

現地調査の内容分析の結果、確認必要事項を整理し、再度、在サンパウロ、オランブラ組合事務所と同組合最高責任者、フーベンス氏から確認を取り付ける。

3. 調査メンバー

長瀬 威(サンパウロ支部 ブラジル工業移住センター)

杉山光男(サンパウロ支部 業務第1課)

本郷 豊(サンパウロ支部 農業情報室)

4. 調査目的

当事業団の管理している自営開拓集団移住地の設定、運営や今後のビジョンについては、かねて、再三にわたり研究、検討が行なわれてきたところであるが、これらの参考として、先進ヨーロッパ人集団移住地を選定し、調査を行なうべく検討を重ねてきた。

サンパウロから、約120km地点に在るオランブラ第1移住地(1948年設定のオランダ人移住地)は移住業務に従事する者、あるいは、

日系コロニアの人々に良く知られ、かつ、成功した一つであるが、今回は、調査の対象として、その移住地と姉妹関係にあるオランブラ第2移住地(サンパウロ市から、西方250km地点に所在)が発展過程にある新しい移住地であることに着目し、調査対象とした。(日本人移住地のグッタバラ移住地—サンパウロ市から、北方約280km、1958年開設、7,300Ha、130戸入植—と開設時期をほぼ同じくしていることも興味を持たれるが、移住の仕組みや、考え方、国民性などが異なっているので比較はむづかしい。)

5. 調査内容

主な調査内容は、注目すべきオランブラ移住拓植協同組合の広範、かつ活発な活動内容に焦点をあてることとし、組合の機構、事業内容(移住地管理業務、購買、販売事業、営農指導、医療、教育、文化活動、etc)および経営状況を中心とした。その他、同移住地設立に至るまでの経緯と、オランダ政府との関係、オランダ人の移住の実態、オランダ人の考え方等にもふれることにした。そして、直接的対比は行なわなかったが、あくまでも日系移住地組合活動との対比を頭に置いて行なったことを付記する。

6. 調査方法

まず、デスク・ワークとして調査項目を設定し、それらについて既存の資料収集を行ない、さらに、資料不足の項目をカードに分類し、現地調査の項目を選定した。

現地調査では、組合幹部からの直接の聞き取り調査を中心として行ない、テープ・レコーダーに録音した。また、現地での資料収集もできる限りくまなく行なった。現地調査終了後、取りまとめ作業の段階で直面した疑問点については、オランブラ組合事務所(サンパウロ市内)を訪れ、最高責任者であるフーベンス氏に確認した。

7. 調査内容の要約

移住事業にたずさわりの、日系人移住地を見なれている我々にとって、このオランブラ第2移住地の第一印象は鮮烈であった。そこに一歩足を踏み入れると、ブラジルの農村社会や日系移住地と異なるオランダの農村を見る思いがした。市街地センターの区画された町づくりはもとより、芝生を敷きつめ、窓を大きく枠取りした典型的なよしよしゃなオランダ式住宅、大きくきれいな花壇、また、各戸には必ずホームライブラリーが設けられ、週末ともなると青年男女がスポーツや娯楽にうち興じている健全、かつ、絵画的情景を見ることができた。

公共施設も充実しており、公民館、学校、教会、サッカー場、スーパーマーケット、自動車修理工場等が整っており、独立した農村社会共同体のモデル移住地として推せんするに足るものと思われた。

しかし、一方、この移住地でバラ園を管理している日本人移住者から、オランダ人社会の厳しさ、すなわち、一種のヨーロッパ人特有の冷徹な合理主義について、いろいろな示唆を受けた。

さて、当移住地が開設時から今日に至るまで、発展への歩みを続けることができた主な原動力（主因）は何であったのかを探り求めたのであるが、それらの主な要因と思われる事項について、下記要約する。

1) 移住地建設資金について

組合は移住地建設の初期に、必要な資金として125万ドルをIADB(INTER AMERICAN DEVELOPMENT BANK)より極めて有利な条件で借入れた。すなわち、ア 25年払い(内7年据置)の長期ローン
イ 年利7%

ウ 返済は借債建

エ CORREÇÃO MONETARIA(通貨価値修正)なし

2) 組合幹部、組合員の体質と考え方について

— 当組合指導者が人材に恵れていたことである。ややもすると、移住地開設当初の組

合幹部にありがちな政治的、利己的に組合を支配するケースとは全く対照的で、有能な人材が組合から公平に選出され、お互いの信頼の上に、経営者として存分にその能力を発揮し、日夜業務に専念してきたことである。幹部が組合運営に一意専念する一方、組合員においても協同組合主義に則り、日系組合ではとかくおこりがちな抜け売り等反組合的行為は一切認めていない。また、組合の定款で、組合役員の年齢制限を65才までと定めており、親戚一同の選出も禁じており、役員の老令化と独占化なれ合等を防ぐ等、清潔な組合体質の醸成と運営に心がけている—

— オランダ本国からの入植者の選出、選考にあたっては、その資格を健康にして農業者としての経験があり、かつ、その当時農業に従事していたこと、また、携行資金として当時15,000フロリンス(約US\$6,000)以上携行可能な者として厳選している。このため、各移住者は、母国の土地を売却したりして、営農資金を限度以上に工面して携行し、永住の心がまえで移住している—

3) 組合活動の特性について

— 組合は経済部門の問題処理に迅速、適確に対処すると共に、責任体制を明確にするためにエゼクティブ制(業務執行部体制)を採用している。従って、問題が発生すると、下部機関へ迅速に指令がとび、その結果が最後まで追跡される仕組みになっている—

— 融資借入に際しては、組合の金融システムを上手に機能させている。つまり、各人の営農状況に応じ、貸付けを調整したり、必ず組合を通じての融資借入方式をとるなど、組合のコントロールをきめ細く行っている。

また、オランダ人の節約主義にもとづく指導方針として、組合員に対しては、必ず組合への貯蓄を義務づけ、移住地内部での組合員間の取引は、現金を使用せず、すべて内部専用の小切手と個人口座で処理されているのが特徴である—

— 組合の販売部門では、生産物の販売に関するすべての業務を、また、購買部門でも生産用資材から生活必需品に至るあらゆる材料、物品の購入特、対外的購買、販売活動及び一部消費材の組合生産等について、組合が一括取りまとめ合理的に行なっている。この他、賃金労働者の人集めから配分調整、経費精算に至るまで行なっており、組合員の生産、消費活動が有利、かつ合理的に行なえるよう配慮されている。このように、組合と組合員相互の信頼感に基づきすべてが処理されている—

— 組合の活動範囲は単に経済活動にとゞまらず、組合員の営農技術指導、経営指導まで徹底して行なっている。すなわち、営農成績が農業移住地成否の鍵であることに鑑み、農業技術者指導部を設置し、当部の最高責任者として技師をオランダ本国から招へいして、積極的に農業指導にあたらしている—

— 組合経営の基本方針は、人間性を尊重した村づくりとは何か、人間が社会、経済活動を行なうには何が必要か、という基本的問いかけである。そして、これら諸問題の解決、実現化のために組合員全員が一丸となって協力している。特に、村づくりのため環境整備には力を注ぎ、そのため公共設備投資にはばく大な予算をかけ、住みやすい村づくりを心がけている。同時に生産活動の拡大、環境整備のための機械化にも非常な力の入れ方である。また、移住地の主たる栽培作物が雑作であるために、生産規模が拡大するに従って、計画的に加工、貯蔵施設を年々整備し、拡充することに力点を置いている—

— 組合経営の内容を財務上から見ると、自己資本比率が極端に少なく20.19%にすぎない。すなわち、借入依存度が79.81%であり、大胆な経営を行なっているといえよう。

決算書上から組合員1人当りの財産をみると、資本金は248,990.76 Cr\$となり個人の財産の大きさがうかがえる。

76年度剰余金の処理方法は、当期純利益

のうちわずか11%が組合員に返還されただけで、残りは組合の資産勘定にまわされており、活発な組合活動の財源として活用されていることを物語っている—

— 次代を荷負う青少年の育成にも特に力を入れている。つまりオランブラ社会福祉教育院を設置し、州政府と連携を保ち、幼児教育から高校までの教育を、完備した施設で行なっている。また、これと併行して職業教育、教養講座等多様なプログラムを実施している。これほど教育、文化活動を熱心に力を入れている組合は、他に類をみないといえよう。

また、組合員のための福利厚生面の整備にも非常な力を入れており、周辺の湖畔に土地を購入し、プール付の保養地を設置し、かつ、バレーボール、バスケットボール、室内サッカーコートを備えた体育館の建設も行なっている。この他、ホテルやクラブの経営も行なわれ、仕事の疲れをいやし、明日への活力を養うためのレクリエーションや社交の場の運営にも非常な配慮がなされている—

以上が要約であるが、具体的調査内容については、次に述べる。

I オランダ人と移住

1. オランダ人移住小史

オランダ人の伯国への移住の歴史は、次の2段階に分けることができる。すなわち、

第1期 1889～1940年（共和国宣言の年度—ブラジルの移民政策開始の時—から第2次大戦まで）

伯国の統計によると、この期間に約8,200人のオランダ人が移住しており、この数は、オランダ全移住者の6.5%にあたる。これらの移住者のうちのほとんどは1904～1913年の間に伯国へ移住している。オランダ人によるはじめての移住地であるCARAMBEI移住地（創設1910年）が、この時期に創設された。

第2期 1945年～今日まで

大戦後、オランダは特にブラジル移住に関心を示し、オランダのカトリック農業団体とプロテスタント農業者団体はブラジルに焦点を絞ってミッションを派遣するなど、本格的に移住研究に取り組んだ。

この結果として1948年6月最初のブラジルへの集団移住が試みられた。そして同年には、オランブラ第1移住地が創設された。HOLAMBRAとはオランダ、アメリカ、ブラジルの表現である。この共同体の目的は次のようなものであった。

- 1) 土地の確保と農業の確立によるオランダカトリック農業移住者の発展
- 2) 種子、肥料その他資材の効率的購入と農産物その他生産物の有利な販売のための組合の創立と発展
- 3) これらの生産物の加工
- 4) この組織の中で、現世代のみならず、子孫に至るまで、精神的、文化的そして社会環境に関して生活の向上をはかる共同体の形成。

1950年12月15日蘭伯移住協定が締結された。これは主に農業移住に関する取り決めであった。

その後、CASTROLANDIÁ(1951年)、ARAPOTI(1960年)、CAMPO REAL、HOLAMBRA/2(1961年)等の移住地が作られている。

一方、都市向け計画技術移住者は、1953年に、ESQUEMA(概要)が動き出した(これはURBANWORKERS SCHEMEと呼ばれ)、ペルナンブーコ州(1955～1957)、サンパウロ州、旧連邦政府直轄区にオランダ移住官が派遣された。これらの役人達は移住者を出迎え、指導、斡旋、援助等を伯国領主務官庁の協力を得て行なうことにあった。こうした援助のもと、都市向け計画移住者は、1953～1956年のピーク時には、年間数百人の者が移住してきている。

最近の移住は、日本と同様、ヨーロッパの経済状況の好転に伴い、その数は激減し、技術

移住者は年間数十名、また農業移住者数も、ごくわずかとなっている。

2. オランダ人の移住形態

オランダ人の移住は次のカテゴリーに分類される。

(1) 自由移住(A IMIGRAÇÃO DITA ESPONTÂNEA)

移住者の費用と責任において移住してくるか、伯国にある民間会社との契約により移住してくるもの。希望により、オランダ移民官の援助を受けることができる。

(2) 協定移住(A IMIGRAÇÃO DIRIGIDA)

これは蘭伯移住協定5条による移住で、政府の援助がある。この援助は、旅費の援助として、渡伯時の出迎えの際、オランダ移民官による斡旋時に手交される。

このカテゴリーは次のように、細分類される。

a 一技術移住者一(IMIGRANTES URBANOS OU OPERÁRIOS TÉCNICOS ESPECIALIZADOS NA INDÚSTRIA)

蘭伯移住協定に基づいて渡伯する技術移住者は、次の必須条件を満たさなければならないとされている。

- ① 健康状態が良好であること
- ② 道徳的資質を有すること
- ③ 技術能力を有すること(学歴、職歴)
- ④ ブラジルにおいて、収益を得るだけの家族構成を有すること
- ⑤ ブラジルの工業で、必要とされる職種であること。

①・ポルトガル語の試験をパスしていること。移住希望者は、次の4つのINSTÂNCIAの規準に従って選ばれる。すなわち、

②・バイア移民オランダサービス(O SERVIÇO HOLANDÊS PARA A EMIGRAÇÃO EM BAIÁ)

③・リオ・デ・ジャネイロの移住班

◎ 蘭伯混合委員会

④ A AUTORIDADE CONSULAR

BRASILEIRA

その他、リオ・デ・ジャネイロ州、ミナス州、パラナ州、リオ・グランデ・ド・スール州があげられる。

b 一農業移住者一

伯国におけるオランダ国籍およびその子孫の統計は約3,300人といわれ、南部4州の計55,000haの土地に入植している。農業移住者の資格については特別項の「オランダ移住地」で述べる。

なお、オランダ第2組合のDR. BECKERSによるとCIMEを通してくる移住は、評判が悪く、「手続きがおくれる」「CIMEは2回程度取を世話するが、それ以上はしない」「CIMEは農業移住者に何もしない」などと言われているという。

3. 伯国におけるオランダ人移住地

伯国におけるオランダ人移住地は、資料によっては9カ所とされているが、オランダ、サンパウロ領事館資料と、第2オランダのDR. BECKERSによれば、そのうち6カ所が移住地として残っているとのことである。移住地は、宗教上同宗派の人達が集まって形成している。この6カ所の移住地の概況は次の通り。

1) CARAMBEI 移住地(創設1911年)

CARAMBEI 移住地は、パラナ州カストロ郡およびポンタ・グロッサ郡に位置し、ポンタ・グロッサ市から約20km地点にある。移住地の創設は1911年、鉄道会社によって提供された土地に入植したことからはじまる。入植にあたっては、オランダからの入植者が、オランダ政府の援助を受けて入植したが、1930年代に至っては、世界恐慌のあおりを受け、官農は極端に苦しくなったといわれている。この時期に移住者は、移住地専属のWM. V. MULLER牧師を迎えている。

その後、人口も増えつづけ、1958年にはすでに96家族(約450人)のオランダ人、

60家族のブラジル人、17家族のドイツ人家族が入植している。

なお、現在では、20,000haの土地に、250家族(約650人)のオランダ人と、その子孫、350家族のブラジル人家族が居住している。宗教はプロテスタントである。

この移住地の主幹作物は酪農で、他に、小麦、大豆、米、トウモロコシ、さつまいも(飼料)、養豚、養鶏がある。移住地には、COOP. AGRO PECUÁRIA BATAVO Ltda.組合があるが、特に酪農については、カストロランジア組合と協力して、COOP. CENTRAL DE LA TICINIOS Ltda.が創設され、1日4万リットルの牛乳を処理する近代設備を備えた乳製品工場も建設されている。この工場では、チーズ、チョコミルク、ヨーグルト、殺菌ミルクおよびバターを製造している。このうち特にオランダ人移住者によって作られたチーズは「BATAVO(オランダ人)」と名付けられ、ブラジルにおける登録証票ともなっている。

移住地内には現在、9,500頭の牛がおり、うち、4,000頭は乳牛で、1年に1万トンの牛乳生産がある。

移住地内には、小学校1、中学校1、教会1がある。

2) CASTROLANDIA 移住地(創設1951年)

パラナ州カストロランジア郡に位置し、ポンタ・グロッサから40km地点に7,000haの面積を有する。

入植にあたっては、事前に綿密な計画と準備がなされ、まず、1951年SOCIEDADE COOPERATIVA CASTROLANDIA Ltda.組合を創設、その後すぐにオランダ人移住者の初陣が到着した。

移住者の選抜条件はきびしく、組合に加入するためには、携行資金最低2万フローリス、さらに農業機械、付属機具および牛を有していることが条件とされた。実際には、完璧な機械化農としての条件を満たすため、加

入組員の平均は、さらに良好な資産状態であった。

1951年から1954年までには、51家族と11人の独身者(合計362名)が、この移住地に入植した。そして1250頭の純血HOLLANDÉS種の牛が導入された。これら入植者や機械装置、牛の運賃は部々的にICEM、ブラジル政府、およびオランダ政府によって負担されている。

現在の入植者数は、70家族のオランダ人(約300人)と、100家族のブラジル人が居住している。宗教は、プロテスタントである。

CASTROLANDIAの主幹作物は、畜産、小麦、大豆である。このうち特に畜産は、優良種の乳牛の生産にあり、移住地内に1,800頭の登録乳牛を有している。

移住地内には、小学校1、中学校1、教会1がある。また1966年ICEMを通じてオランダの援助により、農業従事者訓練センターが創設され、ブラジル人、ベネズエラ人、パラグアイ人、ペルー人に対する研修を行なっている。

3) ARAPOTI 移住地(創設1960年)

パラナ州ARAPOTI郡の上記CASTROLANDIAから約120km地点に位置し約6,000haの面積を有する。

移住地創設の理由は上記2移住地の増反用として、1960年に創設されたもので、創設にあたっては、アメリカの開発融資基金および伯銀の融資を得ている。当初面積は5,600haであったが、その後満植となったため面積を拡張して今日に至っている。

この移住地はCOOPERATIVA AGROPECUÁRIA DE ARAPOTI Ltda.を設立しており、先に述べた2移住地と共に、COOPERATIVA CENTRAL DE LATICÍNIOS DO PARANÁ Ltda.で協同して乳製品の製造販売を行なっている。

移住地には、牛乳の貯蔵庫、小学校1、教会1がある。入植者数は、オランダ人35家族

である。宗教はプロテスタントである。

ARAPOTI 移住地の主幹作物は、酪農と大豆、小麦である。

4) オランブラ第1移住地(創設1948年)

サンパウロ州JAGUARIUNA郡に位置し、サンパウロからカンピーナス経由で約120km地点にある。位置的には大都市に近く理想的である。面積は、5,000ha。HOLAMBRA第1移住地は、カトリック宗派の移住者によって形成されている。

オランブラ第1移住地の創設は、1948年であるが、入植時には、すでにカフェー栽培と冬期における放牧によって土地が疲弊しており、農地的には好ましい状態ではなかった。しかしながら1948年～1957年までには、すでに122家族(943人)のオランダ人が入植している。入植当初の営農は、きびしく、移住地内に意見対立を生じさせることとなり、結果的には、3グループが移住地から脱耕することにもなった。

しかしながら、この危険も、オランダ政府の保証による融資の獲得や、SR.HOGENBOOM氏の強力な指導力により脱することができ、今日ではモデル移住地としての地位を築いている。

オランブラ第1の主幹作物は、養鶏、果樹、花卉、棉となっている。また移住地の経営は、COOPERATIVA AGROPECUÁRIA HOLAMBRAがあたっており、移住地内には、小学校、病院、公民館などの諸施設が充実している。

5) CAMPO REAL 移住地(旧称NÃO ME TOQUE 移住地)

リオ・グランデ・ド・スール州のNÃO ME TOQUE市の近郊にある。移住地は、オランブラ第1移住地および、オランダから直来した計約40家族によって構成されている。移住地の面積は約10,000haで、主幹作物は小麦と大豆である。また2人のオランダ人移住者が、移住地内に農業機械工場を建てている。移住地はASSOCIAÇÃO RURAL

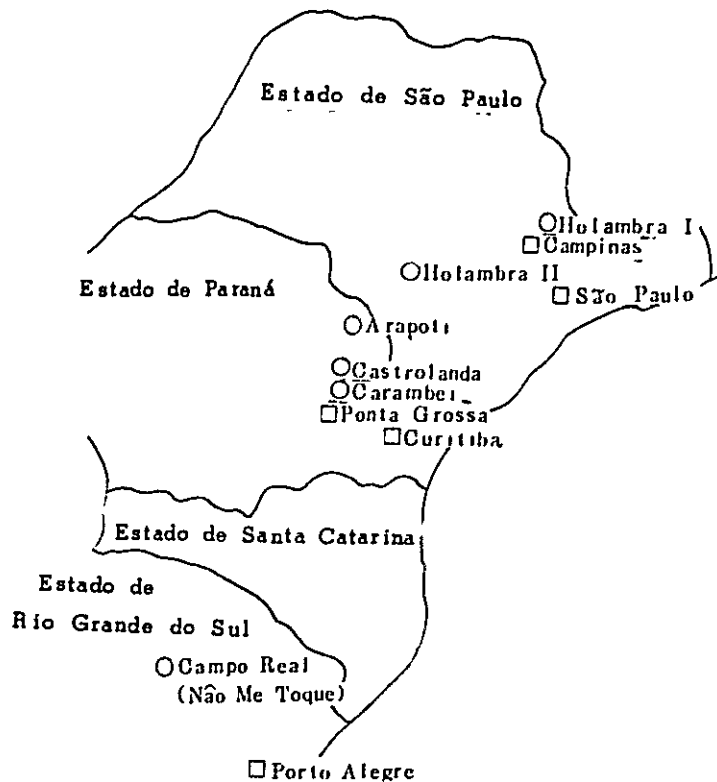


図 1 ブラジルのオランダ人移住地

NEERLANDESA を作って管理にあたっている。

6) オランブラ第 2 移住地 (本報告書参照)

II オランブラ第 2 移住地

1. 立地条件

オランブラ第 2 移住地の所在地は、サンパウロ市から西方 250km で、気候は冬も温暖、降霜も割合少なく、数年に 1 回の降霜である。標高は約 280m で地形により降霜を避け得ることもできる。平均気温は、摂氏 21 度余。6 月が最低、1 月が最高、付近の農場では、コーヒー、砂糖きび、その他、熱帯、亜熱帯の作物が主に栽培されているが、霜害もあるので、

その対策が十分必要である。年平均降水量は、1,300mm 前後であるが、その年の降水量が、この年平均降水量に近い年は、上作を期待できる。土層はブラジルで、ボッカツ層と呼ばれる地帯に属するが、植民地のある付近は、良質の砂質性土壌である。

入植後、17 年経った現在も、米、棉、とうもろこし、大豆等は、リン酸肥料だけの施肥が多く、窒素肥料はまだほとんど使用していないが、かなりの成績をあげている。移住地での慣習施肥量は、Ha 当り、重過リン酸石灰を、作目に応じて 100kg から 200kg 施している。ただし今後は、総合施肥の方向へ向うものと思われる。一部には、テーラ・ロッシャ (良質の赤色土) と砂質性土壌の混合した土壌も見られるが、混合割合も極めて少なく、また面積も極く一部で

ある。

移住地は、地質の良好なこととあいまって、地形も極めて平坦で、理想的な集団農場を形成している。

オランブラ第2移住地の主作物は、米、棉、とうもろこし、大豆であり、ほとんどカンピーナスとサンパウロへ出荷し、地元での取引は少ない。この移住地の属するアバレーを過ぎ、さらに、西方へ行くと、オウリニョスを経由し、パラナ州へ入るが、この地帯は、サンパウロ州オウリニョス、パラナ州カンバラ、パラナ州バンデイランテス等と、肥沃なテラ・ロジヤ（赤色土）土壌の地帯であり、コーヒーと砂糖きびの大産地を形成している。この地には、巨大な砂糖工場があるが、アバレー付近には巨大な工場は見受けられない。交通はアバレーの市街地を鉄道が通っているが、舗装道路が完備しているため、主に道路利用である。

2. 設立理由

オランブラ第2移住地は、オランブラ第1移住地の造成に引続いて造成されたオランダ系移住者の集団入植地である。カンピーナスにオランブラ第1移住地が造成され、入植が始まったのは、1948年であったが、やがて、オランブラ第1移住地が、満植になり、その後の月日の経過とともに、移住地に入植した移住者の二・三男の独立問題が派生してきた。

アバレーのオランブラ第2移住地は主にこの問題解決のために、1960年に購入造成されたものであった。

オランブラ第1移住地からの入植者の他に、オランダから直接やってきた移住者の引受けも行なった。また、姉妹移住地でありながら、オランブラ第1から直線で約200km離れた遠隔の地に、オランブラ第2を設立した理由は、近隣に安価で広大な面積の土地がなかったことによる。

また、当移住地設立のためのプロジェクト作成に協力のあったのは、

(I) MINISTÉRIO DE AGRICULTURA

DE HOLANDA

(II) HOLAMBRA I

(III) CIME……融資獲得に関し

(IV) SECRETARIA AGRICOLA DE S. PAULO……農業技術資料の提出に関し

3. 設立資金

オランブラ第2移住地建設に要した資金は、CIME (COMITÊ INTERGOVERNAMENTAL PARA MIGRAÇÕES EUROPEUS) が、計画書を作成し、各国の銀行に、融資依頼を図り、最終的に IADB (Inter American Development Bank) より借入れた。融資総額は、125万ドルで返済条件は、

(1) 25年長期ローン

(2) 年利7%

(3) 7年間据置

(4) 返済は伯貨クルセイロ

(5) Correção Monetária なしである。

この好条件融資は、オランブラ第2だけであり、オランブラ第1の設立資金に関しては、1951年に、オランダ政府からの補助があった。また、このような好条件融資が、実現した要因として、

(1) オランブラ第1の実績が評価された。

(2) 当時、オランダは、CIMEに強大な発言力を有していた。

(3) オランブラ第1が狭く、二・三男対策として移住地拡大の必要性が理解された。

(4) オランブラ第2に、新規ヨーロッパ移住者を受入れる計画があった。

(5) アメリカの対ラテン・アメリカ政策の一環として、好機に恵れた。

この好条件融資により、購入された土地の総面積は、14,700ha (Fazenda das Poses ... 13,000ha, Fazenda Taquari ... 1,700ha) で、ha 当り平均 Cr\$70 であった。土地の購入、分割、販売等は、オランダ政府とはほとんど関係なく、業務は全てこの移住地に形成されている組合が行なっている。購入時の土地

の状態は、草地64%、耕地15%、森林15%、その他6%であった。

融資金の使途目的は次の通り

- (1) 土地購入40%
- (2) 施設費45%
- (3) 機材購入10%
- (4) ロッタアメント5%

購入機材の内訳は

トラクトール { キャタピラー式 2台
 { タイヤ式 25台
収 穫 機 4台
その他農機具 50台

4. 入植の経緯

1) 直来入植者の選考

オランブラ第2入植者の選考については、オランダ本国の農家組織が、各宗派別(カトリック、プロテスタント)に、農林省移民局の協力を得て行なった。また、選考の際に、ブラジル事情に熟知していた、オランブラの組合長を直接オランダへ派遣したこともあった。選考条件としては、

- (1) 健康であること
- (2) 農業者として経験があり、現在もそれに従事していること(何年間の経験というものはない。)
- (3) 携行資金15,000フローリンス(US\$6,000)以上

上記①でわかるように、入植資格のひとつとして、十分な携行資金を掲げたことは、植民地の造成過程において、早期に経営の安定化を促進するのに大いに役立った。また、入植者達は、この額以上に、母国で農場を売却し、全て移住のための資金に充てた。つまり、移住の姿勢としては、腰掛的でなく、ブラジルに定着するということがかがえる。移住者の渡航費に関しては、約半額を、CIMEが援助し、残額は自己負担という立前であったが、実際には、受入国であるブラジルが、CIMEに分担金を納入してなかったため、全額自己負担であった。

現在当団が行なっている移住者に対する渡

航前・後講習のようなシステムはなく、例えば、語学が必要と思えば、個人的に勉強するか、私立の学校に通って勉強するかで政府が援助しているようなことはない。また移住後言葉の必要性を感じた場合も、個人的に勉強してゆくシステムである。このように、日本からの移住者に比較し、政府の援助が余りない状態であるが、このことに関し、彼等は、本国に対し税金を支払っていないので、政府から経済的援助を受ける理由がないと述べており、自己の意志と責任においての移住であるとの厳しい自立の姿勢がうかがわれる。

2) 現地入植

オランブラ第2設立当初、ブラジル政府は、この事業に対し、特別の興味も示さず、何等の援助もしなかった。従って、ブラジル政府に対する義務は何ら生ぜず、オランダのみを優先して入植させた(今では、INCRAの2/3法許可が必要である。)

1962年、最初に移住者にロッテを分譲したが、この入植のための準備として、組合は伐開住宅(木造)をつくり、作物を植えた。この受入準備期間に2年間費した。また、この時点(1962年)での土地代は、ha当りCr\$50で、うちCr\$10が諸経費として当てられた。この準備のために組合は、本国より如何なる入植者が来るのか情報を入手し、事前に当座の農村生活が、可能になるように用意した。

オランブラ移植民協同組合は、1962年12月23日に設立され、当初の構成メンバーは表1のとおりである。

表1 国籍別組合員数

国籍別	設立当初	現在
Hollandês	3	76
Suiça		12
Brasileiro	9	10
Total	12	98

- (注) 1. オランダ直来の最後の入植は1974年で1家族だけであった。
2. オランダ直来は1/3

オランダからの直来の移住者は、68年で波はとまり、その後はほとんどオランブラ第1からの転入(二三男)組である。当初予定していたオランダ直来の移住者が実際は少なかったわけであるが、その要因としては、経済的に、オランダ本国で生活レベルが良く、当地でわざわざ水準の低下を、一時的にしろ、きたすことを好まなかったためである。

また、スイス人を入植させたことに大きな理由はない。近接のイタベチニンガにスイス人が入植していたが、経営不振であったため、また、オランダからの直来入植者が少なかったために、門戸を開いて入植させた。

その入植経緯は、次のとおり。

1965年	1戸	} 計12戸
1967年	5戸	
1968年	6戸	

3) 土地購入の推移

組合は、当初IADBの資金で総面積14,700haの土地を購入した。その後、組合員が独

自に購入増反し、現在、25,000haの土地を有する。このうち、組合独自が所有している土地は、3,000haでうち500haは、松とユーカリの植林であり、将来は全敷地で植林する計画である。現在、ユーカリ樹200万本、松は少しである。参考までに、組合活動によって買った土地の内訳は、表2のとおりである。

また、組合の土地は、部外者に賃貸、譲渡可能である(定款7条第1項)。

土地が直接組合により、幾人かの組合員が共同であるいは、全組合員の協同により利用開発されないか、または確定的に分配されない間は、植民プロジェクトのロッテ・グレーバは、植民の目的を考慮し、適切と考えられる期間、組合員外の者に、賃貸し、または譲渡することができる。

表 2

ファゼンダ名	面積	購入月日(登記)
Fazenda das Posses	4,846.36 Alq	1964. 6. 1
Fazenda Taquari	770.00	1964. 8. 5
"	10.00	1971. 12. 23
Fazenda Capoara Grande	22.75	1974. 5. 15
Fazenda Zacarias	345.80	1972. 6. 2
Fazenda Santa Fereza	2,459.00	1973. 3. 31
"	4.00	
Fazenda Nossa Sra de Carmo	200.00	
Fazenda Restinga Grossa	226.23	
"	107.00	
Fazenda Olaria	70.00	1973. 5. 24
"	27.50	
Fazenda Boquéirãozinho	155.27	1973. 4. 26
Fazenda Quatro Rios	320.90	
Fazenda Cercadinho	348.00	
Fazenda Caçador	282.00	
Fazenda Santo Antônio	6.60	
Fazenda Palmeiras	43.50	1976. 11. 23
Fazenda Itajai	102.00	
Total		10,346.91 Alq (25,039.52ha)

Ⅱ オランブラ移住拓植協同組合

1. 組合の概要

1) はじめに

注目すべきオランブラ移住拓植協同組合の機能について述べることにする。まず、同組合の事業目的を定款から紹介すると、組合は次の事業を推進するために設置するとうたわれている。

すなわち、

ア 土地開発及び農畜産プログラムに適した土地の購入、整備

イ 農畜産物の調整、精選、分類、格付、貯蔵、加工、協同販売

ウ 生産資材の購入、供給及び生産

エ 消費財の購入、供給及び生産

オ 現金の前貸制度（外部融資とつなぎの期間）

カ 外部融資取得のための協力

キ 貯蓄習慣、社会保障、基金加入奨励

ク 医療、社会福祉、教育、娯楽サービス

ケ その他組合員の利益になるあらゆる活動

コ 農業者の訓練、教育、プロジェクトの作成、実施を外部団体と協力

サ 組合精神の昂揚

である。

次に、一般論から協同組合活動のあり方について、概略ふれてみる。

協同組合の運営に基本的に必要なものは、協同精神、指導性、組合員の運営への積極的参加の意志である。

協同組合業務の主眼は、組合員の社会、経済活動の援助、向上指導を行なうことにあるが、主たる業務は、生産、販売計画の策定、生産物の等級、格付け、加工、包装、保管、資材購入、技術援助指導、通信、運輸、文化活動、福利厚生等である。そして、これらの業務を通じて、組合およびその家族に対する経済活動、社会生活の発展向上を目的としているのである。組合発展の可

能性については、ひとえに構成組合員の質、能力による。すなわち、組合員が各自の経済活動のために、組合組織を利用せず、組合育成の観念をもたず、資本蓄積を行なわず、また、有能な経営陣の選出に関心を示さない時は、その組合は崩壊する。また、組合が存続してゆくために必要なことは、その組合の位置する社会環境と調和することが不可欠である。

オランブラ移住拓植協同組合は、以上述べた組合活動の理念を、そのまま実践に移した模範的移住地組合といえよう。同組合が模範的組合に成長した根本原因は、組合員各自および組合指導者が協同組合精神を堅持し、その倫理を誠意をもって踏襲したことにあると思われる。以下同組合の概要につき、紹介する。

2) 組合の機構

この組合は、COOPERATIVA DE IMIGRAÇÃO E COLONIZAÇÃO "HOLAMBRA"（オランブラ移住拓植協同組合）と称し、サンパウロ州パラナ・パネマ郡ファゼンダ・ダス・ポッセス（ポッセス農場）に本部を置き、組合の活動範囲をサンパウロ州内と定めている。組合員数は98人で、組合の従業員数は250人という小じんまりした組合である。

当組合の機構を説明する場合は、オランブラ農畜産協同組合（オランブラ第一移住地）と当組合が姉妹関係にあり、従って、経営陣のトップクラスは両組合の責任者が兼任している関係上、オランブラ農畜産協同組合との関連を含め、図2、3、4に基づき説明する。

両組合の最高決議機関は総会である。

この総会の下に管理監査評議会がおかれ組合運営を監督している。この監督機関の下に統轄部門（COLEGIADO）があり、このメンバーは、オランブラ第1、および第2両組合の各々の総支配人および理事長の5人の役員から構成され組合業務の実質

的責任をとっている。この統轄部門は、直接オランブラ第1、および第2組合の購買、販売部および農業技術援助班を管轄している。

オランブラ移住拓植協同組合の業務を取扱っている実務機関は、経理部、購買部、

販売部、工業部、農事部、農業技術援助班、医療教育援助班、農村社会部、経営管理部、秘書部、およびその他の部からなり、これらの各部は、オランブラ第2総支配人に統轄されている。これらの各機関は、相互に連携を保ちつつ有機的に機能している。

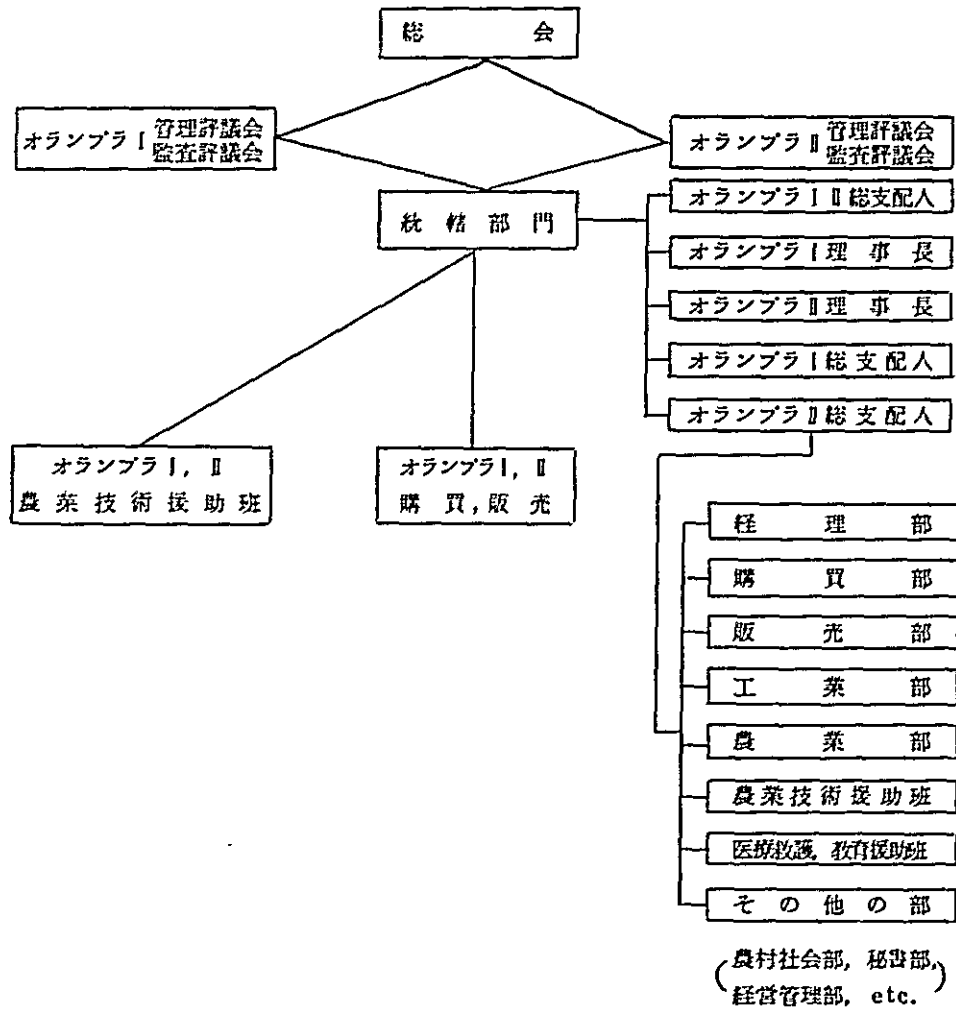


図 2 オランブラ移住拓植協同組合機構図

3) 組合業務の概要

当組合の歴史の過程の中で、組合業務の重点事項は、組合の政策とともに変遷があったが、最近の組合運営重点事項は、従来

の農作物生産、加工を基盤に、農畜産部門、加工部門の育成、拡充にわたっている。

組合の行なっている事業は、販売、購買はもとより、融資のあっせん、保証、およ

び手続事務、営農指導、社会福祉関係にいたる幅広い活動を行なっている。すなわち、組合員の経済活動、社会、文化活動を助成するために、他の如何なる組合にも見られないような、きめ細い、しかも工夫をこらした方法がとられている。

この合理性あるいは人間性を尊重したともいえる組合施策は、オランダ人の思考方式のあらわれである。つまり、この思考の根底には、人間性を尊重した村づくりとは何か、人間が社会、経済活動を行なうには何が必要か、という問いがあり、それらの問題点を整理して、その実現化に組合員が一致協力して努力しているのである。

当組合業務の特性を一般的に述べると、販売部門では、作物の乾燥、精選、格付、貯蔵、生産計画の調整等を行ない、組合が代表で輸出業者や各工場あるいは、業者と取引を行なっている。購買部門では、肥料、農薬、農機具等の農業用資材はむろんのこと、食料品その他一般生活用品も組合が一括購入し、組合の経営するスーパーマーケットで販売している。また、ガソリンあるいは油等も直営のガソリンポストで販売されている。この他消費材の生産を行なったり、消費材の共同購入と組合員への供給、農畜産活動に必要な生産財（生産資材等）の共同販売および対外的購買活動は、組合がすべて窓口となり、一括して取り行なうシステムを採っている。また、一方では銀行融資を受けるまでの手続待機期間の前貸し制度の便宜を計っている。その他、農場人夫を集める場合は、組合が一括して行ない経費の精算まで行なうので、移住地内での人夫の取り合い、労賃の釣上げ等は未然に防がれる。また、組合員の生活態度の指導にも力を入れている。例えば、貯蓄習慣、社会保障基金への加入、奨励等の指導であるが、このような点で組合指導の積極性がありありとかがえる。

当組合の合理的考えのあらわれの一つと

して、移住地内では、経済活動に一切現金を使用せず、内部通用専門の小切手で行ない、それぞれ各人の当座勘定で処理される仕組みになっていることである。

組合は毎月一回、定例会議を開き、組合員に対し生産物の販売市況等の説明会も催している。

組合は自己の体質改善のため、1974年には外部より組合経営の専門家を招き、経営方法等につき分析を行なったが、その結果組合の各機能のうち類似した分野は統合し、無駄な二重の経費の節減を防ぐことにした。例えば、技術課と販売課の統合はその一例である。

この他、組合として農業実習生受け入れ制度を実施している。これは毎年オランダから熱帯農業研究のため、農業実習生4人を招へいしている。給与は組合が支払い、旅費はオランダ政府が負担している。実習生はデーベンテル（DEVENTER）大学在学生在が卒業の年にテンボライの旅券で来るが、派遣生の選考は学校側が行なう。実習生の下宿代、食費は組合が負担し、しかも毎月CR\$ 1,000,00の小遣も支給している。

以上の他に組合が力を入れているのは、農村社会部の事業である。

ここでは、工事部門を中心にした村づくりとその維持管理を目的にしている。例えば、山林の伐開、造成、埋立工事、道路造成と維持管理、土壌保全に関する工事、植林、労働者の配分調整、作物の植付、造園の維持管理、水道網の設置と新規工事、下水排水網の設置、職員住宅の配分管理、ロッテ造成と配分およびレンガ製造工場の運営等である。

また、工業管理部門では、移住地の電気設備全般の維持管理、穀物倉庫、リンゴ貯蔵庫および種子貯蔵庫の管理、精棉機、選別機の管理等技術面から作物生産、管理に力を入れている。この部門には、穀物課、

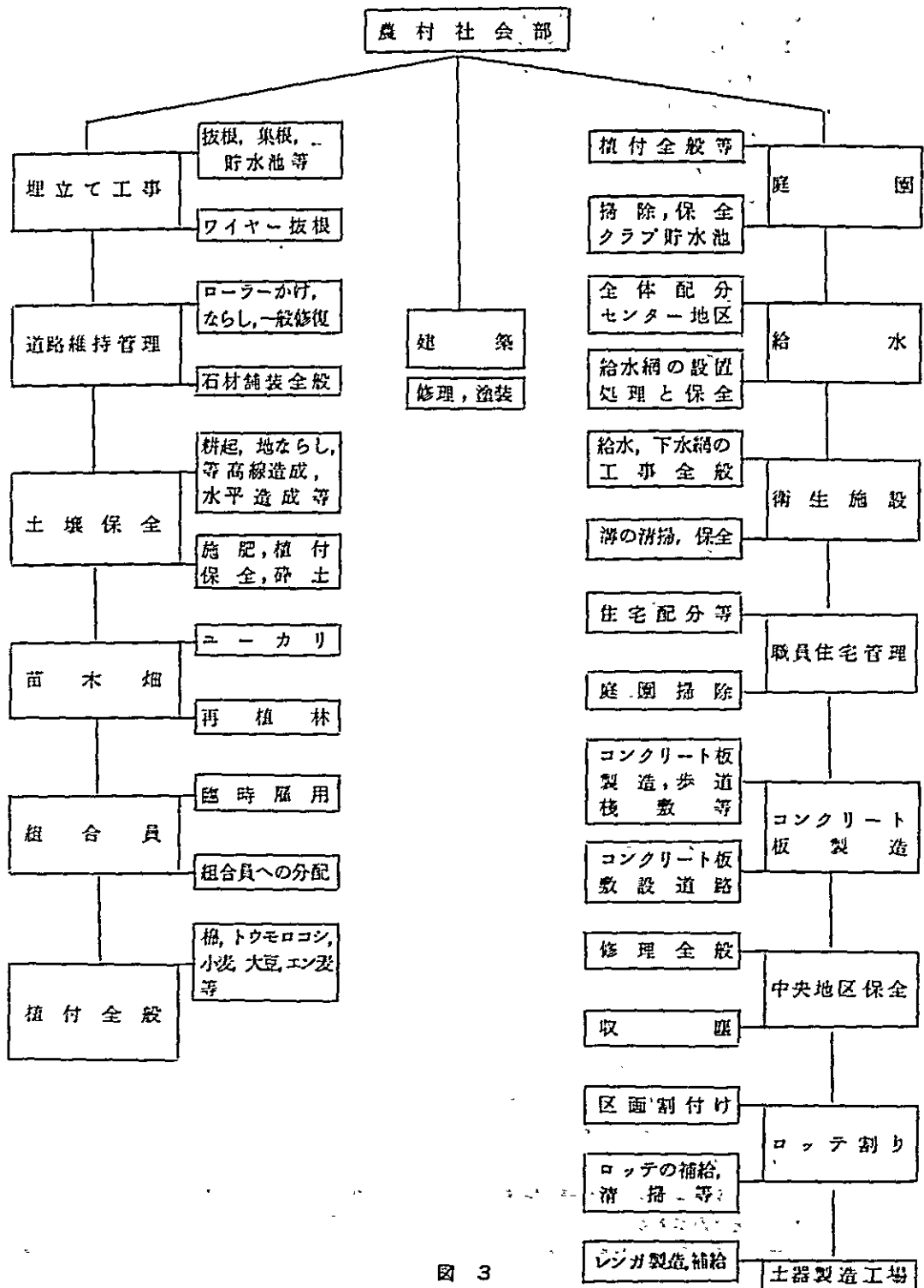


図 3

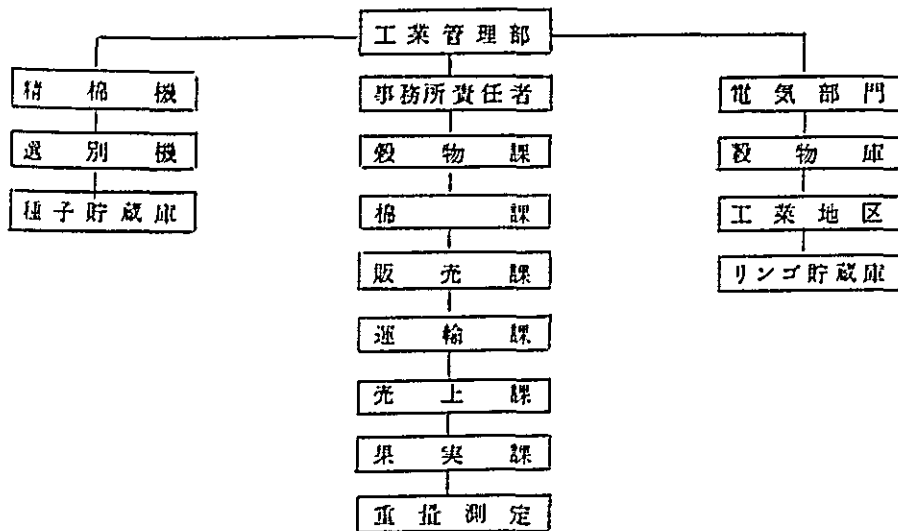


図 4

棉課、販売課、運輸課、売上課、果実課等が設置され、生産物に商品価値を付加し、積極的に販売できる体制をしいている。

この他、経営管理部門では、営農課と酪農課がそれぞれ営農、酪農指導、研究等を積極的におしすすめている。

人事部、経理部、融資部等の業務については、図5、6を参照されたい。

なお、本組合業務の特性の一つである文化、教育および社会福祉分野の活動については、オランブラ社会福祉教育院なる機関を設置して、他の移住地には見られないような幅広い文化活動を展開しているが、これについては、後ほどふれることとする。

4) 組合の施設

この組合は、移住地創設以来、生産活動の拡大に力をそそいできたが、その後、組合経営も安定期にはいったため、1971～1972年にかけて、インフラ関係の整備および工業化へのプログラムを強力に推しすすめた。

当移住地の主要作物が雑作であるため、生産規模が拡大するに従って、種々の加工、

貯蔵施設が必要になり、組合はそれら施設の拡充に努めてきたわけである。

以下施設内容については表3で掲載するが、組合の施設整備状況からして、組合が如何に経済活動を助長するための機能づくりおよび村づくりに努力してきたかがわかる。

なお、現在建設中、あるいは、将来設置を計画されている施設は次のものがある。

- 体育館
 - バレーボール・コート2カ所、バスケットボール・コート、室内サッカー場
- 土壌、肥料分析用実験室
- 農村電話
- 牛乳採集場(1日、10,000ℓ搾乳)
- 石灰工場
- 組合、組合員用経理用コンピューター
- 保養施設

入植者の保養の場所として、従来所有していた海浜の土地を売却し、移住地内にあるジュールミリン湖(市街地センターから18km地点在)の岸の1部に6アルケール(14.4ha)を昨年末に購入、現

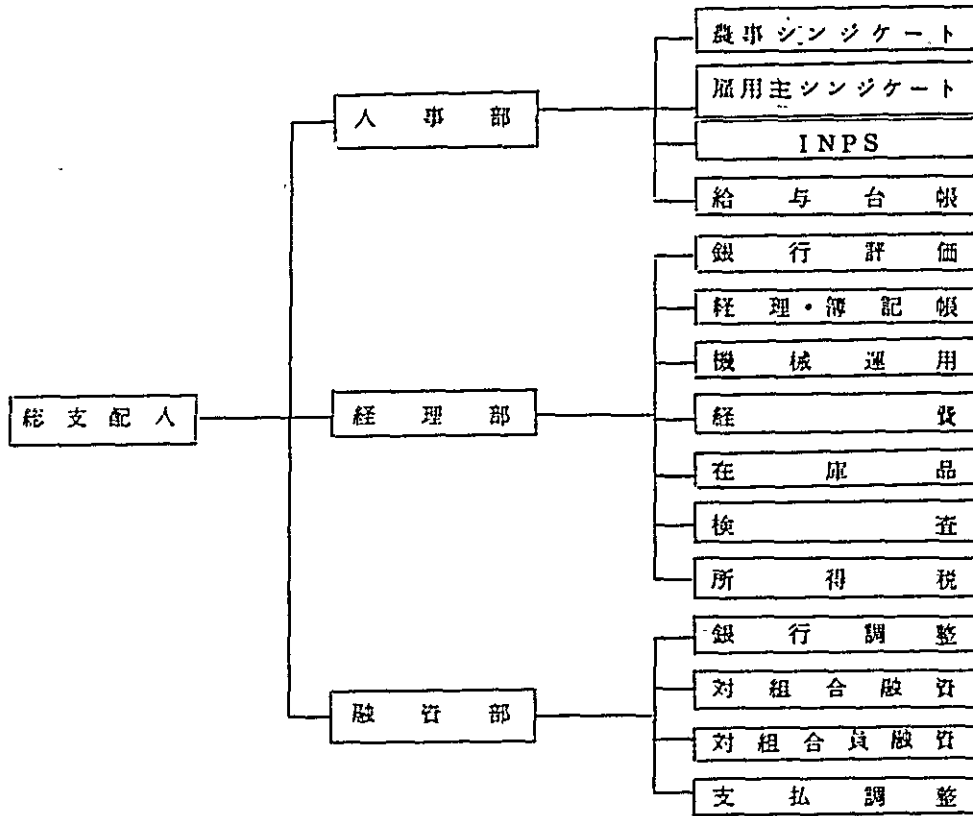


図 5 経理・管理部機構図

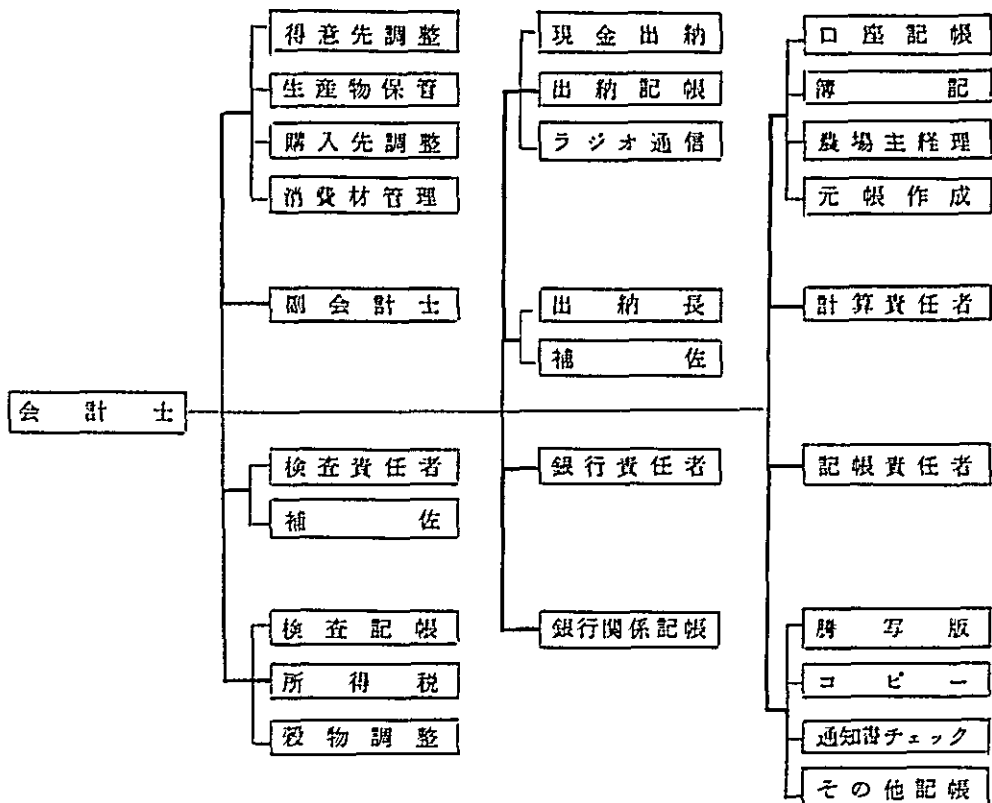


図 6 経理部機構図

表 3 諸施設内訳

施設	数	機能内容
1. 生産関係施設		
注・()内は現評価額		
1) 精棉施設		
種子剥離機	1	1時間20Fardosの処理能力, 精棉機能あり
工場建物(旧)	1	(1,500,000)
・ (新)	1	(4,000,000)
収種機	30	
2) 種子加工施設		
種子選別機	1	雑穀類種子・米・大豆, トウモロコシの種子を選別し, 移住地自給用としており, 州農務局監督のもとに, 外部への種子の販売も行なう。
種子recebimento	1	(700,000)
トウモロコシ乾燥機	1	(200,000)
乾燥舎	1	(300,000)

施 設	数	機 能 内 容
倉 庫	1	36m × 54m (2,000,000)
3) 穀物貯蔵施設		
穀物貯蔵倉と機械	2	米, 大豆, トウモロコシがこの穀物倉に保存され, 40,000 トンの収容能力がある。 (15,000,000)
サイロ	2	25,000トンの貯蔵能力, 内一基はV字型
収 納 倉	1	
穀物乾燥機	1	生産物を乾燥し, 等級別に分類する。乾燥およびごみとの選 別は, 1日 800 トンの処理能力がある。この機能により商 品価値が付加される。
穀物収穫機	60	CLAYSON機種
4) レンガ工場		
炉	2	組合, 組合員用の需要をまかなうため, 毎月平均100,000 個のレンガを製造している。 (100,000)
大型バラック建造物	2	(150,000)
労働者宿舎	4	(50,000)
5) 花卉取扱施設		
バラック建造物と部屋		リンゴ400Ha, クラジオラス200Haが栽培され, この収 納保存のために使用。販売取引は第一オランプラと共に 行なわれる。 (2,000,000)
花, 果実用冷蔵室	1	
倉 庫	1	(80,000)
6) 石灰石採集場	1	
7) 小石切工場	1	道路舗装用のもの
8) 農業試験場		試験圃場が主で組合員への農事指導を行なっている。
9) 植 林 地		組合所有のもので500Haの植付済み。
10) 機械修理工場	1	
機械部品の収納倉	1	(1,500,000)
2. 移住地社会管理関係施設		
1) 事 務 所	1	(400,000)
2) 食 堂	1	(150,000)
3) 理事長住宅	1	(300,000)
4) 中央事務所	1	(800,000)
5) 大型バラック建造物	1	8m × 40m (100,000)
6) " "	1	11m × 40m (120,000)
7) 労働者住宅	5	(100,000)
8) 小型バラック建造物	2	(100,000)
9) 労働者住宅	17	(340,000)
10) " "	5	(100,000)
11) " "	1	(25,000)
12) " "	4	(100,000)

施 設	数	機 能 内 容
13) 労働者住宅	3	(60,000)
14) 職員住宅	1	(150,000)
15) "	1	(150,000)
16) "	1	(300,000)
17) "	1	(300,000)
18) "	1	(120,000)
19) "	1	(100,000)
20) "	3	(1,000,000)
21) "	1	(150,000)
22) "	32	(6,000,000)
23) "	1	(120,000)
24) 労働者住宅	7	(500,000)
25) 給油ポスト(建物)	1	(600,000)
" (住宅)	1	(150,000)
26) スーパーマーケット	2	1973年に設置。生活必需品はすべて購入できる状態になっている。 (600,000)
27) 中心地電気施設		(1,200,000)
28) 中心地上下水道設備		
29) 給水タンク	1	180,000ℓの貯水能力をもつ。中心地区の組合事務所、組合住宅等に給水できるよう水道を敷設してある。 (1,200,000)
30) 主要舗装道路		計画を一部実施中。
31) 大型掘抜井戸	1	深さ400m、毎時30,000ℓの給水能力。
32) 教会・墓地	1	近代建築様式のモダンな教会と裏側に墓地がある。 (800,000)
33) 学 校		永久建築の立派な校舎。 保育園、幼稚園、初等部(1 st graw)、中等部(2 nd graw)が設置されている。
34) 中央公民館	1	クラブ用として機能をもたせ、バー、レストラン、大集会場を備えている。 (1,000,000)
35) 宿泊施設(ホテル)	1	外来者宿泊用の施設として、各室シャワー、トイレ付き、一部屋3人収容可能。10部屋。
36) スナック	1	(200,000)
37) 警察官派出所	1	(65,000)
38) 肉 屋	1	(250,000)
39) 電 話 設 備		
40) 無線通信設備		当移住地組合 - 第一オランブラ - サンパウロ事務所間連絡用に使用。
41) -コンピューター	1	
3. 福利厚生関係施設		

施設	数	機能内容
1) 病院	1	旧修道院を改築し、移住地内および近隣住民の施療にあっている。診察室、手術室、産室(1975年4月設置)、歯科、各種検査用設備を備えている。(1,000,000)
2) スポーツ総合グラウンド		造成中
3) 体育館	1	建設中
4) 保養施設	1	ジュールミリン湖の湖畔に6アルケール(14.4ha)の規模で建設中。

在、原野を伐開、整地し公園用地として樹木を植付中、近い将来、そこにスナック式レストラン(既に工事を開始)、プール、ホテルを建設予定。

5) 組合役員とその役割

組合のブレインである理事会は、オランダ系ブラジル人ルーベンス・デ・パウラ・エドワルド氏を理事長にオランダ人理事3人、ブラジル人理事2人の計5人によって構成されている。ちなみに現役員を紹介すると次のとおりである。

○ RUBENS DE PAULA EDUARDO

理事長、ブラジル人、既婚、農業技師
(CREA登録番号356/46)

オランブラ第1移住地と当組合の理事長を兼務しており、彼は両移住地の創設者カルロス氏 - 1971年亡 - の秘書であった。72年の選挙で理事長に選ばれ現在に至る。

○ PAUL HUBER

評議員、ブラジル人(ブラジル生れ)、既婚、農業者。

○ YSBRAND WILHELMUS SWART.

評議員、オランダ人、既婚、農業者。

○ PETRUS HERMANUS VELDT.

評議員、オランダ人、既婚、農業者。

○ HENRICUS JOSEPH BECKERS.

評議員、オランダ人、既婚、農業者。

当組合の特性は、今迄述べた通り種々あ

るが、その一つとして、組合幹部の組合経営に対する態度が真剣そのものであり、また、組合経営に専念しなければならないことになっている。従って、日本的な肩書き主義の甘えた態度は全く見受けられない。例えば、組合の理事長、評議員等幹部であっても自己の土地を自分自身が自己の収益のために経営してはならないことになっている。それは、本業に専念させるためである。(ただし第三者に経営をさせたり、投資することは問題ない。)

なお、参考までに当組合役員の給与を掲げると、会長、Cr\$55,000、総支配人、Cr\$40,000、支配人、Cr\$19,000、となっている。

理事会の任期は4年間であり、理事会のメンバーは $\frac{1}{3}$ 以上が改選され、組合定款34条に基づき親戚同士が選出されることは禁じられている。また、同条により、65才以上の老令者は、資格を失うのである。

理事会は、金融機関、連邦、州または市等の公共団体に対し組合代表権を与えられ、また、監事会の同意なくしては、組合所有あるいは組合員のための不動産の購入、譲渡、売却ができないことになっている。

当組合運営の監督権限をもつ管理評議会(CONSELHO DE ADMINISTRAÇÃO)の構成は、現在、会長(PRESIDENTE)1人の下に、総支配人(GERENTE GERAL)がオランブラ第1組合から2人、当組合から2人、計5人で構成されており、これらの人々は執務部門(CO-

LEGIAD)の構成メンバーでもある。ただし、評議会会長は、統轄部門のメンバーであるが、顧問的立場にあり、つまり、アウトサイダーとして参加しているにすぎない。ここで統轄部門の最高責任者は、総支配人の中の1人が選ばれる。

組合の評議会委員(CONSELHO DE ADMINISTRAÇÃO)は、総会が選び、選ばれた評議委員(CONSELHO)の中から会長を選出することになる。この場合、会長を選ぶのは組合員ではない。

この組合は、エゼクティブ制(業務執行部制)をとっている。このグループ制は、理事会を移住地内部の一般問題処理に当らせ、エゼクティブ・グループを経済部門の問題処理にあたらせるというように、業務の合理化と責任体制の明確化を狙ったものである。オランブラ第1、第2組合総支配人代表と両オランブラ理事会の理事長が、このエゼクティブ会議に参加する資格が与えられる。そして経済部門の各種の問題がここで審議、決議され、実行の段階で各部門に伝達される。このエゼクティブ・グループに参加している者は、このグループで提案された問題すべてについて関係を持ち、処理しなければならず、審議決定事項はすべて下部機関に伝達される仕組みになっている。この制度が採用されて以来、従来の組合内部にあった停滞した空気は一掃された。

組合の経営内容は、毎年総会で選出される組合員の正監事3名、補欠監事3名からなる監事会により厳密に監査される。監事の再選は3分の1のみが許されることになっている。

6) 組合員の資格と義務

当組合の組合員数は、先にも述べたように98人である。組合員の構成をみると、スイス人12人、ブラジル人25人で残りがオランダ人あるいはオランダ系2世の組合員である。このオランダ人あるいはオラ

ンダ系組合員数の内27人が、オランダ本国から直接来た移住者である。

この組合へ加入するための資格条件は、自己の土地、あるいは組合の土地で農畜産を営むことを希望する者で、農畜産関係の技術を有する者であれば如何なる自然人でも組合に加入できることになっている。

組合員の数には上限はないが、下限は20名以下に減少させることはできないことになっている。組合加入に際しては、各組合員は最低100コーター(持分)の出資金を拠出しなければならず、コーターの単価Cr\$100.00とされているため、Cr\$10,000.00以上の出資が必要となる。このコーターは、最高4回の年賦払いで払込むことができるが、組合員は組合資本の3分の1以上申込みことはできない。

出資持分(コーター)から成る組合資本の最高額には上限はないが、下限はCr\$7,500,000.00と定められている。

組合員は組合に加入した以上は、農畜産物その他のものの購買、販売を組合に委託する義務を負う。また、組合員が組合から購入したロッテについては、農畜産の生産活動に使用する義務がある。それ以外に使用する場合は、組合の許可を得なければならない。

組合員が組合を通じて購入したロッテを譲渡する場合は、組合又は、他の組合員が優先的に購入できるように優先権を認めることとし、組合や組合員に対し恩恵を与るとともに、自分達の土地を守ってゆく事に徹しているのである。

2. 組合の経営

組合の経営状況を把握する一助として、財務面からの調査を試みるため、1969年度～1976年度までの決算書を入手した。

1) バランスシートからみた経営の推移

組合活動の推移を財務面からみる指標として、①規模の面では、固定資産と資本金

をあげた。これは経理方法が途中で若干変更されていることと、勘定科目の内訳詳細が分からないためである。また②事業内容をみるために利益の内訳勘定の比率をみた。(組合活動が一般企業と異なり、マイナスが生じていない限り、当期純利益の推移は意味がない。)

また、厚生関係補助金対照勘定(この場合は組合が幹旋した組合員のための外部借入れ金額)がオランプラ独自のものとして、その推移をみた。これを表4と図7にあらわした。これによると、

- ① 72~74年度にかけての固定資産の増加率は非常に高く、この時期に、組合は盛んに投資したことがわかる。
- ② 組合^{*1}の収入源の内訳比率の推移をみると、1969年~1976年までの比率はあまり変化がなく、組合の収入の3割強が、Taxa de Custeio^{*2} 同様に3割強が、組合のサービス収入^{*3}によっている。生産物の販売手数料は全体の1割前後を占めているにすぎない。
- ③ 対照勘定については72年度から計上され、74年度を境に、伸び率が高まっている。これは組合員が外部融資を大儲け導入しはじめたことをあらわしている。このことは、移住地の生産量推移とも符合する。
- ④ 厚生関係補助金については、その伸び率は、表4によると、あまり伸びていない。

*1 組合は民間会社と異なり、組合員のための利益を追求するため、利益総額の伸び率や当期純利益の伸び率をみるのは適当でない。また、これらの金額をもとにした各種収益率をみる指標もあまり意味がない。

*2 Taxa de Custeio (販売経費実費受入)とは農産物の貯蔵、精選、包装、輸送費及び販売経費等のために販売額から差引いた収入である。

*3 組合のサービス収入の内容は、建物使用料収入、役員提供収入などであり、役員提供収入がその内の73%を占めている。

これは性格的に剰余金から支出される内容のもので、組合が剰余金のみを追求していないことから当然ともいえる。

ちなみに、76年度剰余金のうちCr\$ 40万が体育学校建設のための補助金として支出が承認されている。

2) 現在の財務状況

表6,7 76年度決算書から財務状況を見ると、次のとおりである。(先に述べたとおり利益率は意味がないので、省いた。)

ア 流動資産比率-資金の運用調達面でのバランスをみる。

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} = \frac{36,216,387.43}{120,875,602.50} = 30\%$$

イ 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} = \frac{24,401,094.62}{120,875,602.50} = 20.19\%$$

(借入依存度 79.81%)

ウ 流動比率

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} = \frac{40,025,698.37}{30,519,688.10} = 1.31\%$$

エ 固定比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} = \frac{24,401,094.62}{39,897,524.78} = 61.16\%$$

上記の指標の中で特に目立つのは、自己資本比率が極端に少なく20.19%であることである。貸付金も多く、そのうち不良債権がどれ程あるか明細がないので断定できないが、大胆な経営を行なっているとは言える。しかし、とげつきが生じた場合、資金繰りに大きな問題を生ずることになる。また未払資本金が資本金の42%も占めており問題となる。

一方決算書から組合員一人当りの財産をみると、資本金は248,990.76クルセイロ〔資本金(含む積立金・剰余金)÷組合員数98名〕であり、組合員一人当りの財産の大きさをうかがうことができる。

表 4 推 移 表

勘定科目名	日 誌	年 度	70	71	72	73	74	75	76	備 考
1. 資 本 金	金 額	718,234,29	938,427,06	3,376,360,69		5,397,040,49	3,595,490,58	19,431,470,64	24,401,094,82	1 金額単位はCt\$
	繰越修正勘括 件 び 号	・	789,102,94	2,389,441,43		2,699,376,94	1,478,105,06	15,719,948,88	5,463,477,97	2 繰越修正勘括は別表第2 修正年度に限り、1969年 度西暦で表示した。
2. 出 資 成 果 金 (Fundo de Resultados)	金 額	260,069,10	240,821,76	645,846,25	1,832,442,14	14,616,943,18	27,039,806,16	39,270,507,31	39,897,524,78	
	繰越修正勘括 件 び 号	・	202,289,23	481,325,12	1,040,273,70	7,365,925,81	11,124,278,15	11,559,868,99	8,933,174,98	3 資本金は繰越修正勘括 同件科目を含む
3. 巧 利 勘 定 金 (72年度以前に した)	金 額	0	0	493,863,600	3,895,417,28	12,226,592,93	67,655,401,71	50,436,154,73		
	繰越修正勘括 件 び 号	・		・	3,449,105,44	8,854,075,56	35,081,877,99	30,392,229,97		
4 利 益 比 率	金 額	10,366,900,3	15,129,844,3	17,523,852,5	3,831,428,94		14,479,499,99	43,267,814,32	61,031,957,87	
	繰越修正勘括 件 び 号	・	1,270,881,50	1,224,573,89	21,750,944,8		5,952,501,53	12,736,318,47	13,665,237,84	
5. その他の勘定科目 中の勘定	金 額	149,880,53	210,842,93	254,525,34	451,686,28		1,729,018,60	5,654,062,23	7,514,660,00	
	繰越修正勘括 件 び 号	・	172,104,51	177,865,36	25,642,139		710,799,01	1,664,330,10	1,682,554,82	
6. 厚生関係補助金	金 額	37,929,21	49,327,39	75,000,21	99,088,82		242,257,28	5,638,29,01	39,207,62,7	
	繰越修正勘括 件 び 号	・	41,434,17	52,830,33	56,251,38		99,591,89	1,659,687,4	87,787,04	
7. 利益に占める各勘定 の比率	金 額	30,381,964	41,403,520	45,724,841			5,935,208,79	14,893,161,31	19,876,004,00	
	その他の勘定 受取利息 その他 受取利息 その他 受取利息 その他	128,177,98	167,428,61	258,326,51			1,179,109,58	4,343,593,20	6,953,058,97	
	31,819,39	12,297,056	14,713,697			7,869,931	21,179,506,3	4,998,237,28		
	186,182,76	234,249,97	266,536,12			1,773,491,54	5,586,653,05	7,276,408,13		
	309,796,89	478,773,3	507,920,03			4,796,564,99	17,303,956,66	21,928,292,9		
	7,689,337	97,428,36	115,195,21			7,125,78	20,499,41			
計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

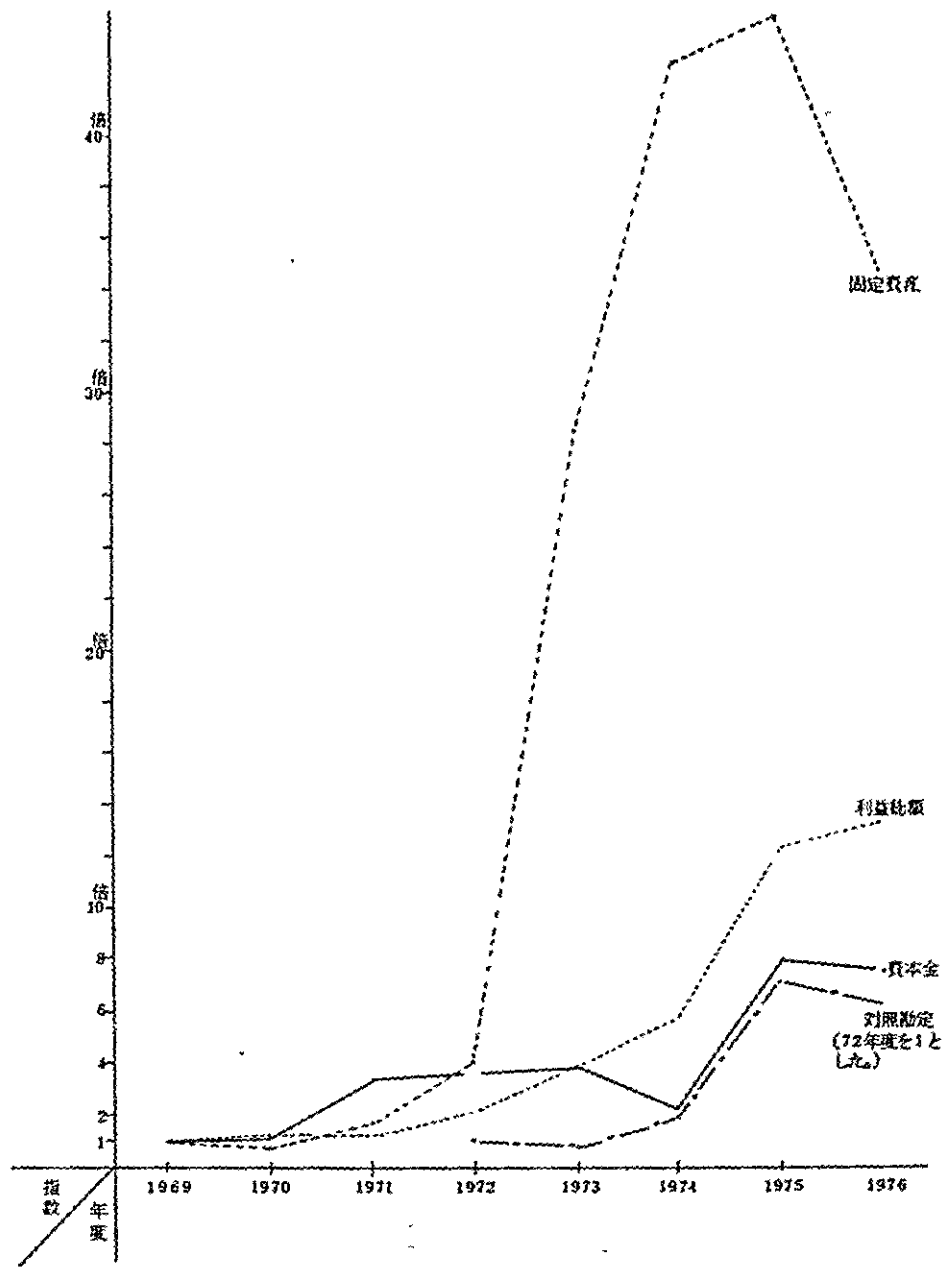


図7 勘定別指数推移表
 (1969年を1とした年度別伸び率一価値修正済み)

表5 [Coeficientes do correção monetária 価値修正率]

事項	年度								
	'69	'70	'71	'72	'73	'74	'75	'76	
1) 64年度を10とする	38.54	45.88	55.15	67.89	76.48	93.75	130.93	179.68	
2) 69年度を100とする	100.00	119.05	143.10	176.15	198.44	243.25	339.72	466.22	

[注] 1) 1の係数は Banco Central do Brasil ORTN (Obrigações Reajustáveis do Tesoro Nacional) のデータ。ただし、'69~'71年度は年間平均係数、'72~'74年度は8月の係数、'75、'76年度は12月の係数である。
2) オランブラのバランス・シート作成月は'69~'74年度までは8月、'75、'76年度は12月である。

また下記する76年度剰余金の処理方法にもオランブラ組合の特徴があらわれており、当期純利益のうちわずか11%だけが組合員に返還され、残りが組合の資産勘定にまわされている。中でも体育学校建設の補助金などはオランブラ組合活動の性格をよくあらわしている。

(1976年度剰余金の処理)

- ① 法定積立金 - Cr\$475,311.00
- ② 社会保障基金 - Cr\$238,655.00
(定款44条で剰余金の5%は、技術、教育、生活指導基金として、組合員、その他家族、雇用者への指導関係支出にあてることとなっている。)
- ③ 増資引当金 - Cr\$3,134,063.65
- ④ 組合員勘定返還分 Cr\$192,458.00
(購売部取引の18%)
組合員勘定返還分 Cr\$39,517.00
(農業機械取得額28%)
組合員勘定返還分 Cr\$29,112.00
(販売部取引の0.2%)
- ⑤ 体育学校建設のための補助金
- Cr\$400,000.00

3) 販売手数料

販売手数料は、作物の種類によって異なり、リンゴの場合は、販売額の20%、穀物、棉の場合3.2%、花卉の場合2.2%となっている。リンゴや花卉の場合の手数料が高率なのは、運賃、倉庫料、販売手数料を全て含んでいるためである。一方、穀物、棉は、販売がオランブラ内のPosto 渡しとなるため低率となっている。

なお、穀物、棉の場合の手数料の内訳は、

1.4% (Prestação de Serviço), 1% (Taxa de Administração), 1.5% (Taxa de Serviços públicos) となっており、このServiço publico の徴収額は道路の補修等に充てている。

これら手数料の率は、他日系組合と比較して大差なく妥当なもの判断される。

4) 組合員の預金口座と移住地内通用小切手

オランブラ組合員の結束を示す例として、組合員は預金をすべて組合口座に入れることとなっており、第2オランブラ組合のDr. Beckers氏も、「組合員は、個人口座を外部に持っていない。」と断言している。この預金額は、76年度決算書によると、総計Cr\$16,852,959.59(組合員1人当り平均Cr\$179,286.80の預金高)にも及び、組合の資金繰り上の大きな財源となっている。また、移住地内の取引、例えば、購売部での消費材購入や、生活必需品の購入は、[※]移住地内だけに通用する小切手を使用しており、移住地内で生活しているかぎり、現金は、まったく必要ないシステムとなっている。

このため、移住地内で流通する現金は、組合に吸い上げられ、組合の資金繰りをより容易にしている。

[※] 移住地内に通用する小切手の利用は、オランブラ移住地だけでなく、ドイツ人移住地「Entre Rio」でも使われている。

ただし、これら小切手の利用については違法であるとの見解もある。

また、増大する外部取引と、この移住地内に流通する小切手の会計処理のため、組合ではすでにコンピューターの導入を決定し、職員が研修中とのことである。

3. 土地販売事業

組合は、道路、倉庫、事務所、教会、学校等の諸施設を作り、土地を分割し、入植者を迎え入れた。従って、土地の販売価格は、それら土木建築工事の費用、および、耕地の耕耘等の費用をも含んでいる。特に注目すべきことは、移住地選定造成への配慮であろう。1961年当時、この平坦で肥沃な土地をha当りCr\$70で購入した後、同年にはわずかCr\$100で分譲した事実は、関係者の努力と誠意を裏付けるものと言えよう。

組合は、また、組合員の協同による開発、あるいは、組合員に授与、譲渡されるロッテでの個々の組合員による開発および、組合目的の実現に必要な、役務部門の設置のため、農畜産プログラムの実施に適した土地の購入および、整備を行なっている。

次に、第3、第4と組合は、移住地拡張を望んでいるが、今となっては、当時の米州開発銀行のように好条件の融資をしてくれるところはなく、ブラジル銀行融資も現在では利息が大で、土地の拡張は非常に困難である。

また、オランダ本国政府の援助を受けようとしても、本国は、ドル建返済を要求し、利息、通貨価値調整も付加してくるので、非常に高く、これを利用することも、実質的に不可能である。

第2オランブラは、1973年に組合が、Banco Centralの融資—Resolução 63—を、活用し、6,000haの土地を購入し、各組合員に、Cr\$2,200/haで分譲した。このResolução 63とは、

ア ブラジル民間銀行が、個人に貸すことができる融資であるが、これを利用することができるのは法人等の団体であろう。R-63によれば、融資々金で、土地購入が可能で、工業、商業にも投資可能で、返済期間は、4、

5、6年に分れる。

イ R-63は、短期間融資なので、農業には危険であり、また、利子も高利で、銀行は担保として土地を要求する。

ウ R-63を利用するには、広大な面積で、広大な作付が、行なわれ、生産をあげながら、土地代を返済するようになければ、無理で小面積で生産力もない場合は、R-63を利用するのは、危険である。

エ R-63の貸付条件としては、年利45%、通貨価値調整があり、その土地から、余程の生産性を、あげない限り、これによって土地を購入することは、不可能であろう。

組合員への分譲条件としては、1962年当初、土地を組合員に分譲したときは、支払期間10年間(10年々賦)で、1/3が頭金として必要であった。当初1家族への分譲単位は、50haであったが、後には、80ha~100haに増加した。

ただし、1973年に入植した人は、6年々賦で、支払条件は、銀行融資条件にあわせた。つまり、当初は、年利12%、クルセイロ建、通貨価値調整なしであったが、73年から、通貨価値調整が、付課された。なお、土地代の内訳として、(1)20%(伐開)、(2)10%(整地)、(3)70%(純粹な土地代)。

また、組合は、土地を借入することができ、小さい面積は、組合員の各自にまかせ、大きい部分は、ロッテ割し、くじびきで、相手に渡す、そして、3~5年間の分益方式で将来は、地主に返す。分益農を、組合員が、やめた場合は、後任者を決定するのは、組合である。

4. 営農と組合の指導体制

1) 指導機関

組合は、その定款16条に次のように、うたっている。「(組合は)農業経済に関する各種の活動に従事する農業移住者の訓練、教育、および農業の生産性を引き上げるための作業方法、プロセスの導入、採用を目的とする計画、プロジェクトの作成および実施につ

いて、公的機関または民間団体と協力する。」

この条項は、同様な日系移住地で系列化されていない農業協同組合活動と比較して、非常にユニークなもので、組合が単に販売事業、販売事業だけでなく、組合員の技術指導、経営指導まで行なうということをやっており、第2オランブラ拓植組合が、他の項で述べる文化活動をもあわせて、移住地政治、経済等、すべての分野の管理者としての性格を示す一例とみられる。

組合員への技術指導および経営指導は、技術指導部が担当しており、その業務内容にも

上記の管理的性格が端的にあらわれている。

技術指導部の主な業務内容は次のとおりである。

- a 組合員の営農計画の策定
- b 組合員個々の外部金融導入計画の策定と代行手続き
- c 技術指導
- d 経営相談
- e 試験場業務（含気象観測）
- f 種子の生産
- g 組合員の栽培作物への災害保険手続き
- ア 農業技術指導部の構成

組合の農業技術指導部は図8のセクションからなりたっている。

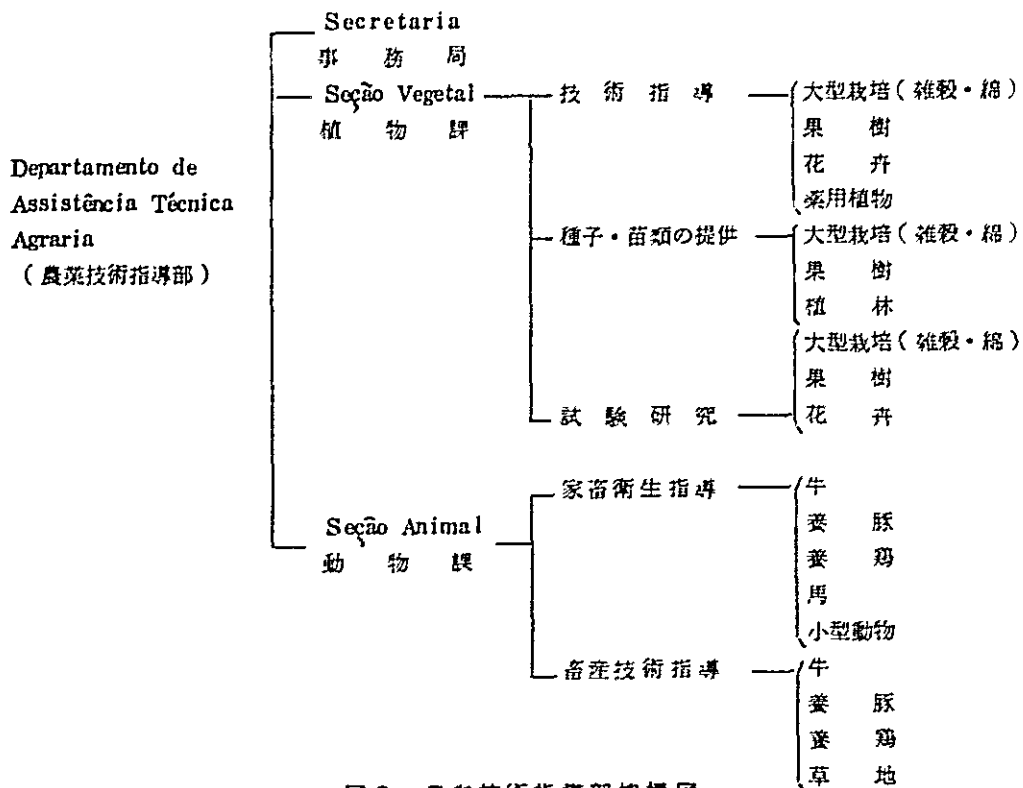


図8 農業技術指導部機構図

イ 農業技術指導部の技術者数とその専門
農業技術指導部門は充実しており、技術スタッフは表8のとおりとなっている。

表6 オランプラ

1976年12月31日

資 産 の 部		
現 金 預 金		
現 金	484,816.47	
銀 行 当 座 預 金	3,324,494.47	3,809,210.94
短 期 回 収 資 産		
在 庫 品 :	7,053,756.13	
諸 材 料	7,094,030.60	14,147,786.73
貸 付 金 :		
取引先未収金勘定	5,191,074.53	
組合員当座勘定	16,877,526.17	22,068,600.70
長 期 回 収 資 産		
対組合員貸付金 : 土 地	1,927,376.89	
全 上 : 資 材	39,025,002.46	40,952,379.35
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
土 地 及 改 良 費		15,291,549.00
造 成 費	21,012,256.80	
差 引 累 計 償 却 額	- 4,377,221.71	16,635,035.09
動 産	13,428,190.63	
差 引 累 計 償 却 額	- 6,260,172.63	7,168,018.00
出 資 及 び 投 資		
他の協同組合への出資金	239,858.54	
諸 投 資	563,064.15	802,922.69
対 照 勘 定		
短 期 融 資 契 約	14,644,020.19	
長 期 融 資 契 約	65,792,134.54	80,436,154.73
合 計		201,311,757.23

植民地協同組合
現在貸借対照表

(単位：Cr\$)

資本及び負債の部		
短期流動負債		
買掛金	6,920,726.38	
引当金	4,597,002.13	
割引手形	2,149,000.00	
組合員未精算勘定	16,852,959.59	30,519,688.10
長期流動負債		
金融機関		
農薬資材引当借入金	38,454,646.28	
投資引当借入金	17,127,733.50	
土地購入引当借入金	10,372,440.00	65,954,819.78
資本金		
資本金	28,916,875.32	
未払込資本金	-12,035,976.71	16,880,898.61
積立金		
法定積立金		2,560,191.28
定款規定積立金		
器材更新引当積立金		186,893.08
対照勘定		
短期融資見返	14,644,020.19	
長期融資見返	65,792,134.54	80,436,154.73
当期総利益		4,773,111.65
合計		201,311,757.23

監事会意見

下記に署名する「オランブラ」植民地協同組合監事会メンバーは、1976年12月31日に締切った会計年度に関する理事会報告書、貸借対照表および損益計算書を検査した結果、規則に従い正確で完全なものとして認められ、総会において承認されるべきものとする。

パラナパネマ 1976年12月31日

署名

表7 損 益

1976年1月1日～

損 失 の 部		
一 般 管 理 費		
給 料, 旅 費, 日 当 等	1,909,825.87	
什 器 備 品 減 価 償 却 費	67,894.91	1,977,720.80
経 理 部 門 経 費		
給 料, 旅 費, 日 当 等	1,282,882.27	
什 器 備 品 減 価 償 却 費	177,026.40	1,459,908.67
農 業 技 術 指 導 費		
給 料, 旅 費, 日 当 等	882,528.06	
動 産 減 価 償 却 費	55,980.00	938,508.06
そ の 他 の 部 門 の 経 費		
給 料	7,514,660.00	
社 会 保 償 費 お よ び 勤 続 年 限 保 証 基 金	1,374,180.00	
梱 包 材 料 費	588,871.00	
事 務 用 度 品 費	438,709.00	
営 繕 費	2,206,070.00	
燃 料 費	1,466,606.00	
光 熱 費	702,032.00	
諸 税	582,919.00	
旅 費 お よ び 日 当	848,114.00	
運 賃	3,176,984.00	
そ の 他 の 経 費	3,560,934.39	22,460,079.39
建 造 物 使 用 料	4,399,550.00	
動 産 減 価 償 却 費	5,331,349.61	
特 別 利 息	4,697,338.00	14,428,237.61
支 払 済 利 息 お よ び 手 数 料		10,432,754.41
道 路 お よ び 市 街 地 維 持 管 理 費		966,325.15
厚 生 関 係 補 助 金		392,076.27
そ の 他 の 経 費		893,369.43
本 年 度 剰 余 金		4,773,111.65
合 計		61,031,957.67

計 算 書

1976年12月31日

(単位: Cr\$)

利 益 の 部		
販売経費戻受入	19,876,004.00	
生産物販売手数料	6,953,058.97	
その他の手数料	4,998,257.28	31,827,320.25
受 取 利 息		
動 産 関 係	2,104,648.27	
改 良 関 係	2,715,408.00	
当 座 勘 定	2,035,085.06	
土 地 関 係	421,266.80	7,276,408.13
サ ー ビ ス 収 入		
建 物 使 用 料 収 入	5,144,919.29	
役 務 提 供 収 入	15,951,248.00	
購 買 部 収 入	832,032.00	21,928,229.29
合 計		61,031,957.67

監 事 会 意 見

下記に署名する“オランブラ”植民地協同組合監事会メンバーは、1976年12月31日に締切られた会計年度に関する理事会報告書、貸借対照表および損益計算書を検査した結果、規則に従い正確で完全なものであり、総会において承認されるべきものであると認められる。

パラナパネマ . 1976年12月31日

署 名

表 8

部 門	Eng ^o Agronomo (農業技師)	Tecnico(技手)	Auxiliar (助 手)	計
1. Geral(大豆, 棉, トウモロコシ, 米)	3人	3人	1人	7人
2. Floricultura (花)	(オランダ人) 1人			1人
3. Fruticultura (果 樹)		(オランダ人) 1人		1人
4. 畜 産	Veterimário 1人		1人	2人
計	5人	4人	2人	11人

なお、オランダ本国からは、農業技術者（1人）が、3年契約で技術指導にあたり、第1オランブラをも含めた技術部門の最高責任者となっている。

この技師は、もとオランダ政府の役人で氏名は、Dr. J. J. Van Leweenといい、組合からは移住地のセントロに、立派な住宅を提供されている。

ウ 組合の融資借入手続きの代行業務

組合は、定款5条6項6で「（組合は）組合員の生産事業および住宅の建築向けの融資取得に協力する」とうたっている。しかしながら、実際的にはもっと管理的な性格がうちだされ、組合員が銀行から融資を受ける時は、すべて技術指導部の *autorização* を受けることが義務づけられており、この部の許可がないと借りられないシステムとなっている。これによって組合は、各組合員の借入れ状況を全部把握している。

その代り、融資借入れに伴う一切の手続きは、すべて組合が行ない、さらに銀行からの資金が出るまでの、つなぎ資金の手当ては、月2%の利息で組合が行なっている。

これによって不良組合員の過剰借入れのチェックをするとともに、融資借入れに伴う煩雑な手続きの代行サービスも行なっていることになる。なお、76年度決算書によると、組合の組合員のための借入れ残高

は、短期・長期あわせて総計Cr\$ 80,436,154.73に及び、これは、組合員1人当りに対してCr\$ 855,703.77になる。

組合員が銀行の融資借入れ相談をする時点から、現金を入手するまでのルーティングは、次のようになる。

- a 組合員が計画をたてる。（販売部が指導する。）
- b 技術指導部が計画を審査し、*autorização* をする。
- c 融資部 (Dep. de financiamento) が借入れ手続きを代行する。
- d 銀行が貸し付けるまでの期間、組合は無担保、月2%の利息で、組合員につなぎ資金を貸し付ける。
- e 銀行からの融資

なお、このつなぎ資金について、組合の定款5条5項は、「のちに共同販売のため生産物を組合へ引き渡すことを約束する書類と引きかえに、融資の名目で、組合員に現金による前貸しを行なうこと。その目的で、組合員に引き渡される生産物に対する前貸し金については、基金として保留されている組合員の出資金の一部をあてる。」とうたっている。

エ 試験場業務

試験場は、移住地内に70haの面積を有し、各種試験研究を行なっている。

内容的には、小規模な栽培試験と組合員の

実習だけで研究室は充実しているとはいえない。(土壤分析は行っていない。)

研究業務については、州政府の試験場と、情報、意見の交換を行なっている。

オ 技術指導部の情報提供サービス

技術指導部は、組合員への技術情報、経済情報サービスとして comunicado (通知) を印刷して配布している。その内容例を下記する。

例1) 1976. 06 30日付の Comunicado

小麦に窒素欠乏症がでており、その対策として尿素散布(葉面散布)と、硫酸等の施用を建議。

2) 1976. 04. 20

小麦栽培期間の降雨量について

3) 1976. 05. 25

小麦栽培に関する情報として

- a 殺菌、殺虫剤の解説、使用時期、使用方法
- b 保険の解説
- c 肥料の施用方法解説
- d 栽培全般の解説

その他作物別に栽培方法を詳述した Comunicado を出している。内容は、

- a 土壤保全の重要性について
- b 100ha 当り栽培する際の必要機械数
- c 施肥—施肥量、肥料の解説、施用方法
- d 植付—品種の解説、植付時期と植付間隔
- e 栽培—除草剤、殺虫剤についての解説
- f 収穫

(参考)

技術指導部以外のセクションでも頻りに組合員に対して Comunicado を出している。例えば Gerente, Geral の農産物最低保障価格解説、販売部の生産物のプール販売価格の通知などがあげられる。

以上のように、組合の組合員に対する情報提供はよく行なわれているように感じられた。

2) 営農状況

ア 作 目

作物の生産量の推移は「5—生産販売実績」で詳述するが、オランブラの営農は、雑穀を主体にして推移し、途中から棉が入り、近年

になって果樹が加わり、生産物の種類も豊富になってきている。現在移住地で、栽培している作物は次のとおり。

ア) 雑穀類—大豆、トウモロコシ、米が中心
大豆、トウモロコシ、米、小麦、ソルゴ、棉

イ) 果樹類—果樹類の販売は、コチア産組に委託している。

リンゴ—オランダ人の移住地でリンゴ栽培をしているのは、第2オランブラのみ。植付本数40万本、本年度、1,100 ton の収量

ネクタリーナ

ウ) 花 弁

グラジョラス

エ) 畜 産

酪農—主に自給用。2年後には、1日1万リットルの牛乳生産を計画

肉牛

養鶏—生産者1組合員のみ

養豚

イ 営農形態

当移住地の主幹作物は、大豆、棉、トウモロコシ、米であるため、大型機械化農が中心となっており、組合員の所有面積の下限は40Alq.(97ha)と定められている。

中程度の組合員の所有面積は、約50~60alq.(145ha)以上の土地を持つ必要があるとしている。

移住地の機械化の程度も進んでおり、トラクターは、ほとんど全戸が有し、収穫機(棉、トウモロコシ etc.) の普及率も高い。

組合の考える今後の移住地の営農は、大豆、棉、トウモロコシ、米を主体とし果樹(カキ、アメイシャ、ピワ等を計画)および、畜産を拡大し、多角的経営をめざしたいとしている。

ウ 農 家 例

オランブラ移住地内の中級農家1戸(組合職員の推薦による)の農家経済調査を実施した。

ア) 氏名 Bernaldus W. A. Hakuoort
(国籍・オランダ)

イ) 入植 1967年(渡伯後 6ヶ月間
Holambra No.1で就労), 経過年数 9.5年
携行資金 36,000 フローリンス

ウ) 家族構成 妻(オランダ籍), 子供4人(伯国籍)

エ) 所有面積 193ha, その他借地 80ha
オ) 栽培作物 トウモロコシ 50ha, 大豆 80ha,
リンゴ 40ha, 棉 70ha, リンゴ 1万本

カ) 年間租収入 1,300,000 クルセイロス(75年度)

キ) 生産費及び家計費 864,000 クルセイロス

ク) 農家経済余剰 436,000 クルセイロス

○資産内容

土地 193ha	2,392,800.00
住宅 162㎡	243,000.00
雇員住宅 433㎡(計5棟)	433,000.00
倉庫 465㎡(計3棟)	465,000.00
豚小屋 1. 670㎡	500,000.00
2. 600㎡	300,000.00
トラクター 4台	163,000.00
車輛 3台	83,000.00
アタッチメント	119,000.00
収穫機(棉)	180,000.00
豚 700頭	300,000.00
	<u>計 4,878,000.00</u>

○負債内容

短期借入金	900,000.00
長期借入金	450,000.00
	<u>計 1,350,000.00</u>

3) 営農上の問題点

組合の農業技術部で掲げた営農上の問題点は次のとおり。

ア 労働力の不足

a トラトリストなどの高級労働者が不足している。

b 果樹の導入によって単純労働者も不足がちである。

イ 土地の拡張問題

営農規模の拡張に伴ない、農地の拡大が重要課題となってきた。しかしながら周辺地価は高騰し、土地購入のための融資も条件がきついため、土地の入手も容易ではなくなってきた。

ウ 土壌保全の問題

5. 生産物販売事業

組合は、農畜産物の生産調整、精選分類、格付、貯蔵、加工をし共同販売システムで運営されている。これは、第1、第2移住地を通じ同じで、販売だけでなく購入においても同様である。

収穫物の販売価格等の思わしくない生産物は、貯蔵し、その販売を来年度にまわすことも行なう。販売方法としては、総生産量も独自に取扱うには、比較的少なく、年間生産時期も、4カ月程度であるので、コチア産組に加入し、コチアの幅広い販売網を活用している。また、運賃の面でもコチア産組に、依頼した方が、Betterである。しかし、極端に量の少ない作目は直接販売している。これらの販売の業務をつかさどっているのが、同組合の販売部である。

同移住地の当初の営農構想では、オランブラ第1同様、乳牛、養豚、養鶏等の畜産を加えた中小規模の多角形態をとることとなっていたが、それぞれの立地、自然条件も異なることから独自の営農形態をとるようになった。すなわち雑作中心方法である。ちなみに、年度別農産物の生産量および販売価格は表9のとおりである。

表9でわかるように、オランブラ第2のこれまでの営農の流れをたどると、1963年までは、トウモロコシ、小麦、米で、トウモロコシが中心。1964年～1966年は、上記の他にライ麦、大豆が加わり、トウモロコシと共に、米、大豆が中心。1967年～1969年は、上記の他に棉が加わり、トウモロコシ、米、大豆と並んで、四大作物となった。1973年以降は、果物と花卉が加わり、果物は主要生産物の第3位に入ってきた。

6. 医療、教育、文化活動

1) 医療衛生活動

この活動については、組合の秘書部医療課が担当している。以前は移住地の病院には医師を配置しておらず、約60km離れたアバレー町の医師と特別契約を結び、入植者が必要に応じてアバレーの病院を利用できる体制を

表9 年度別農産物の生産量および販売価格

年 度	61/62	62/63	63/64	64/65	65/66	66/67	67/68	68/69	69/70
増産面積	1,500ha	2,500ha	2,500ha	2,500ha	3,000ha	3,000ha	4,500ha	4,500ha	7,000ha
トウモロコシ	44,000ha	53,855	22,600ha	60,000ha	67,000ha	30,000ha	60,000ha	62,000ha	45,000ha
小	4,000	12,100	750	1,000	650	650	650	1,8810	1,200
木	1,440	4,000	300	1,100	6,000	9,000	22,000	16,000	9,800
イ				1,250	150	1,000	250	300	300
ア						1,200	900	260	
入				151	4,500	16,000	13,000	10,000	17,000
ノ					43,750	230,000	265,000	204,000	437,355
果						7,500	140,000	70,000	130,000
花									25,000
七									170,740
の									
計	71,935	95,429	95,429	1,349,760	1,462,583	687,046	1,354,110	1,844,056	4,437,097

年 度	70/71	71/72	72/73	73/74	74/75	75/76
増産面積	9,500ha	12,000ha	18,000ha	23,200ha	23,100ha	23,400ha
トウモロコシ	66,400ha	38,017ha	45,000ha	70,000ha	60,000ha	150,000ha
小	20,707	10,646	19,730	9,300	90,000	95,000
イ	20,850	302,696	47,407	7,000,000	800,000	12,500,000
ア						6,000,000
大	19,000	49,456	82,590	180,000	250,000	400,000
ノ	221,000	182,000	1,712,000	420,000	1,600,000	400,000
果	18,639					37,500,000
花				450,000	1,200,000	14,500,000
七				450,000	1,600,000	1,800,000
の						
計	7,887,009	11,746,316	28,843,568	38,930,000	161,800,000	134,200,000

していたが、最近ではアバレーの町からこの移住地の病院へ医師が毎週月、水、金曜日の3日間、診察にくる制度に切り変えた。

当病院には、常勤の正看護婦が1人、見習看護婦が4人おり、常時応急体制は整えてある。

施設は、診察室、薬局以外に手術室（初級程度用）、分娩室および保育器室があり、その他病室8部屋が整備されている。

1976年には、医療サービス部門を拡充するためにFUNRURAL（農村福祉基金局）と医療協定を結び、わずかではあるが、資金援助等を受けることになった。現在、歯科部門についても医療協定の交渉をすすめている。

FUNRURALとの協定によれば、法律で定められている納入金は、生産物販売高の75%に対する2.5%に相当する額となっている。

2) 教育、文化、福祉活動

当組合の特徴の一つは、教育、文化および福祉事業に対して積極的に力を入れていることである。このため実施機関としてオランブラ社会福祉教育院が創設され、すべての事業を推進している。なお、本院との調整機関として、組合の秘書部社会文化課がこれを担当している。

ア オランブラ社会福祉教育院は INSTITUTO DE ESTUDOS E ASSISTENCIA SOCIAL HOLAMBRA と称し、オランブラ農畜産協同組合（オランブラ第1移住地）と当組合が共同で1965年8月19日に設立した。当院は正規の法人格を有するもので、関係者は当組合幹部以外に州政府の農務局、保健衛生局、教育局および社会福祉局の各代表により構成されている。そして、各代表により常任統制評議会（CONSELHO COORDENADOR PERMANENTE）が構成され、運営管理されている。

州教育局の制度に基づく当院の経営する学校（初等部=1^o GRAU 中等部=2^o GRAU）は1974年に設立された。

当院の設立目的は、地方の文化、技術水準の高揚を計るための科学的調査、技術会議、農村社会の住民の生活向上に必要な教育振興と援助等を行なうことである。そのため当院の管轄地域は近隣の町村一帯も含まれている。この機関は利益追求団体でもなく、もとより政治色、宗教色のある機関ではない。

当院の目的遂行のために、オランブラ両組合は当初から州教育庁、パラナパネマ社会福祉団体（家政科コースの運営に協力を得ている）およびその他州立団体、その他の団体と接触を密に保っている。

当初、本院計画達成のために、当組合が必要な土地を寄贈した。1965年に当組合、オランダ政府、および州政府の間に教育協定が締結され、その際、オランダ政府から建築費等施設整備のために1,420,000フロリンス（当時US\$394,444.00相当額、1965年6月1日現在、US\$1=-Cr\$1,825、FL1=Cr\$506.10）の補助があり、また、オランダ協会からも少額の補助があったが、当時の州政府からは何の援助もなかった。また、オランダ政府は、その上に、120,000フロリンス（当時US\$33,333.00相当額）をオランダ人技術専門家派遣制度を行なうために補助をした。

当院の実質的運営は両オランブラ組合の代表者により構成されている委員会が行なっている。

当院の具体的業務内容を図示すると図9～12のとおりである。

すなわち、当院の責任者、理事長の下に教務理事会、総務理事会、生産理事会が組織され、これらの各理事会は各々の管轄業務をきめ細く実施している。業務運営についての審議機関としては、理事長の上に運営審議会が設置されている。

まず、教務理事会の管轄業務は教育指導に基づくリクレーション部門、工芸、音楽、演劇、等の芸術部門、幼児部の幼稚園、保

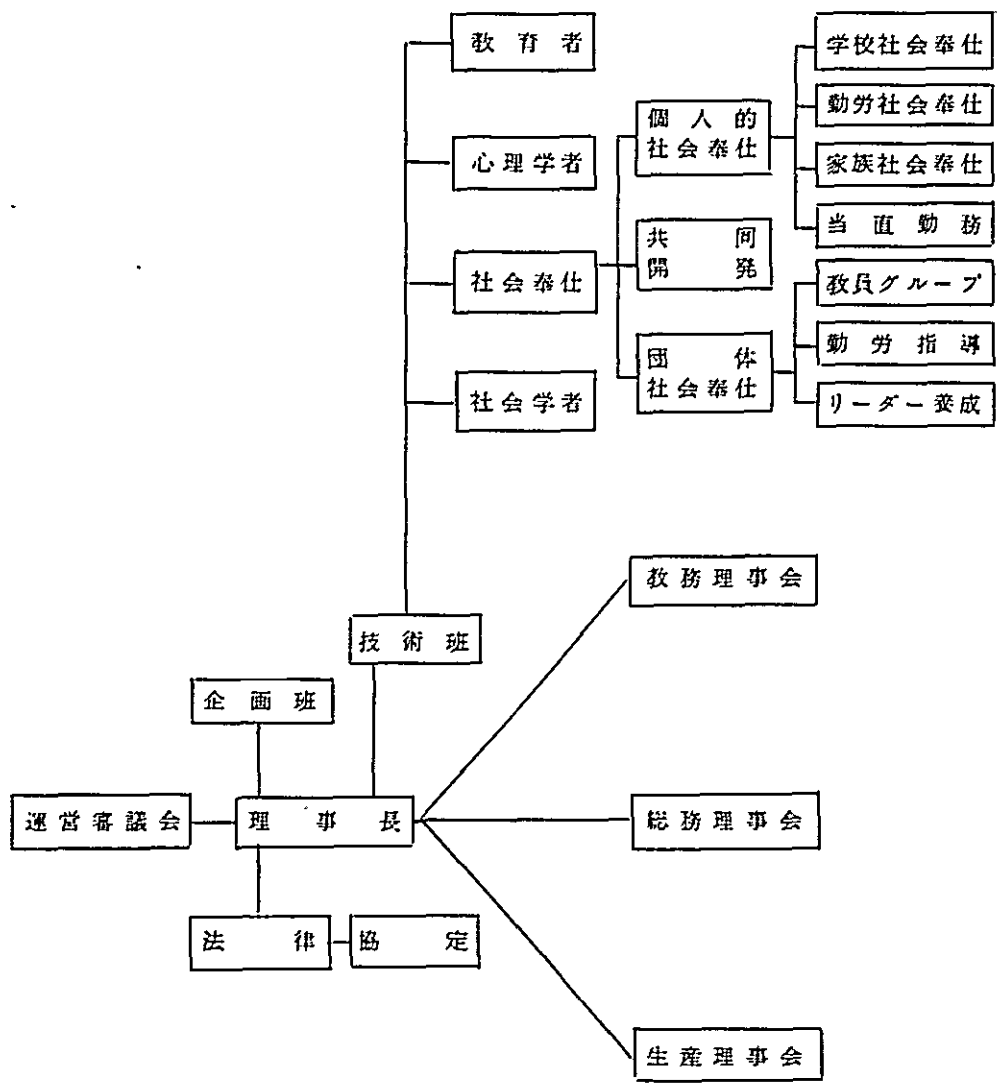


図9 オランブラ社会福祉教育院業務運営図

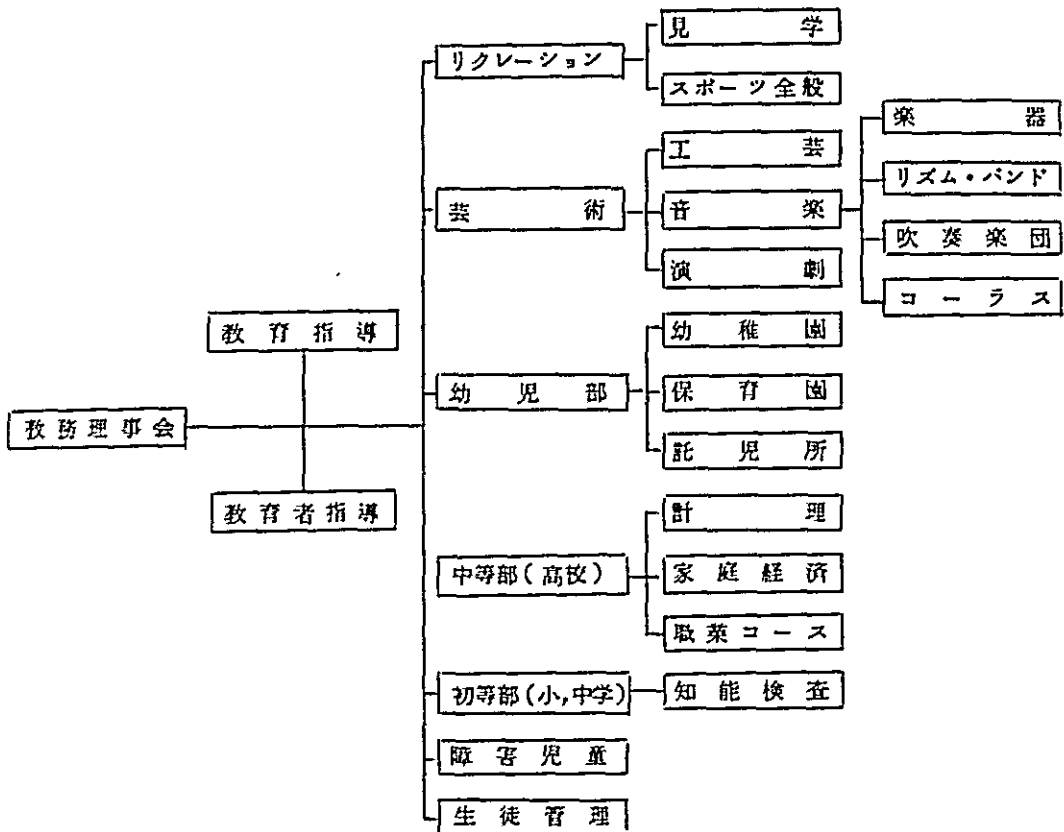


図 10

育園業務、中等部、初等部の各種教育、特殊児童を扱い特殊学級および生徒管理等からなっている。

総務理事会の管轄業務は、院の財産管理、必需品の供給、校内食堂運営等生徒に対する給食業務、経理業務、運輸業務、教職員等の人事管理、校内医療保健、広報活動等である。

生産理事会では農業部門と職業教育部門にわかれ、農業部門では農業家畜生産活動、造園、肥料製造等が行なわれている。職業教育部門では、パン製造、印刷関係、木工、自動車工学、プラスチック工芸、その他の指導を行なっている。

また、理事長直属に技術班があり各学者との接触、意見調整、各種の奉仕活動を行なっている。また、理事長のブレインとして企画班があり、各種業務の企画、検討を行なっている。

以上のごとく、当院はきわめて幅広く、しかもきめ細く教育、文化活動を行なっている。今後は、農業技術、家庭経済、語学といった実務教育に力を入れてゆく方針である。

この活動ぶりに注目した州政府（農務、教育、保健、衛生の三局）は1972年に当院と協定を結び、活動に対する援助を約した。そして小学校、中学校（1st GRAU）

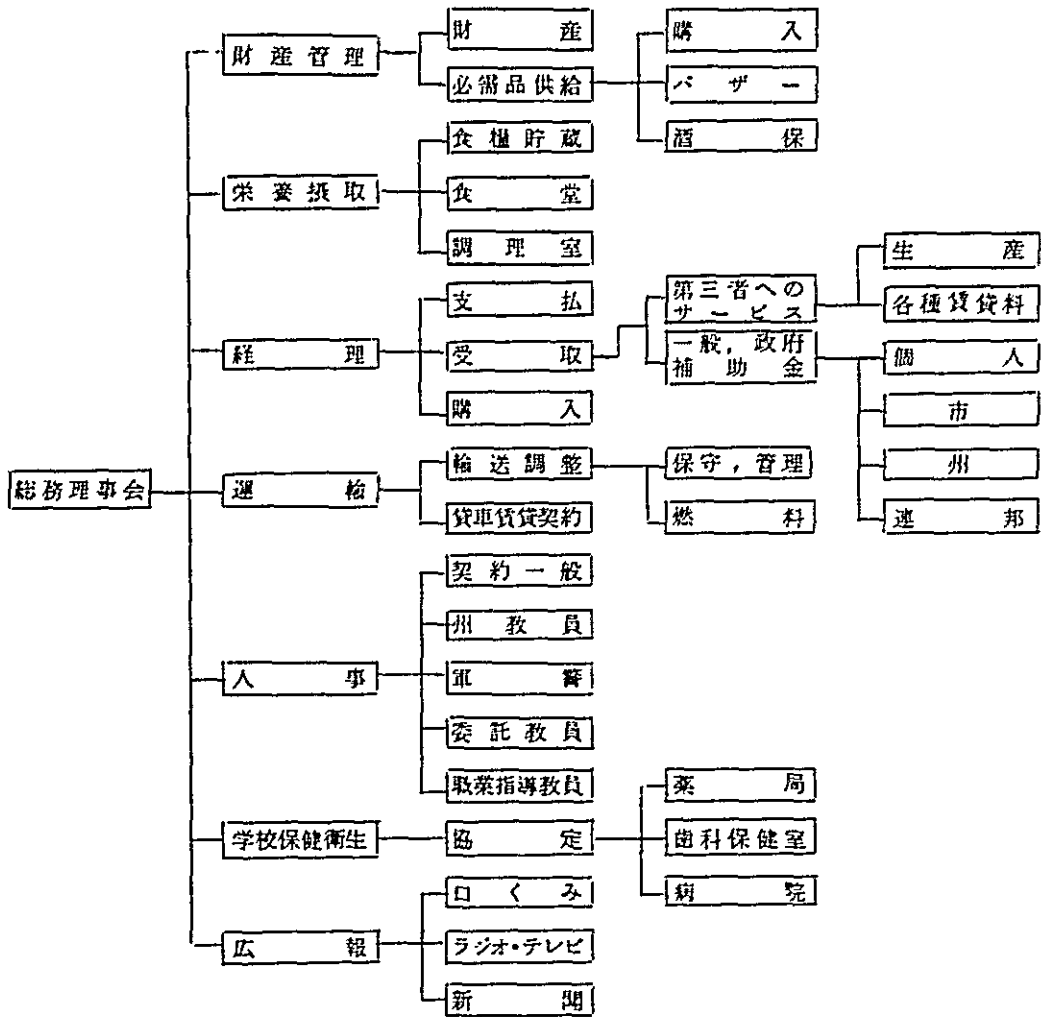


図 11

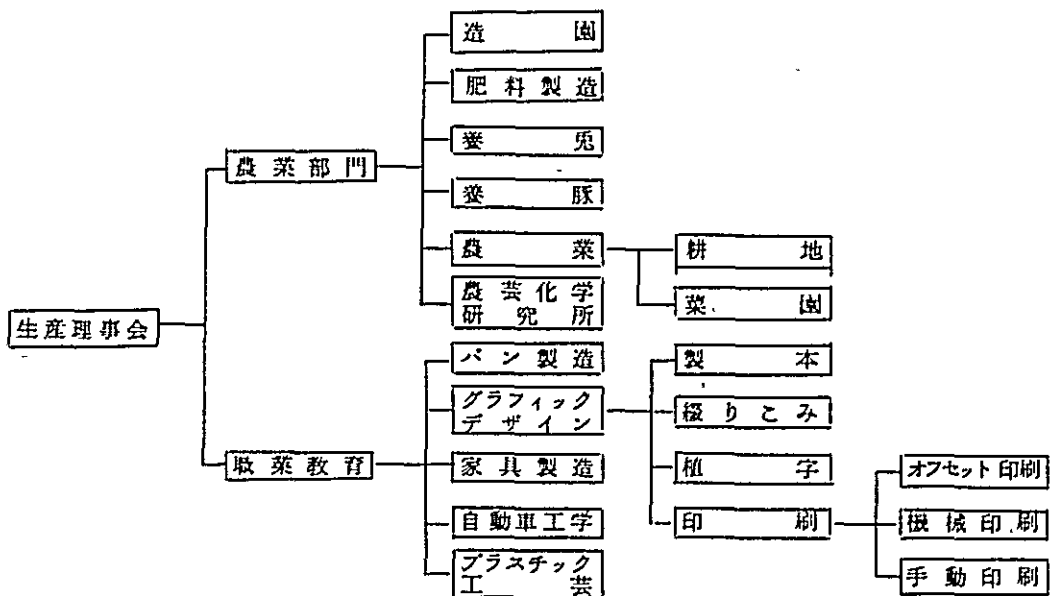


図 12

の運営は州政府と共に行なうことになった。しかし、高校(2^o GRAU)の運営については、当院(組合)が独自に行なっている。

イ 学校運営

当組合は、1962年以來移住地内の教育、社会福祉事業を組合子弟のみならず、移住地内労働者子弟等に対しても行なってきた。すなわち、1972年までのGRUPO ESCOLAR(1972年に学制制度が改正され、以後1^o GRAUと称される)の運営経費等一切は当組合が負担してきたのである。

当時の生徒は、組合員の子弟が30%、残り70%は一般労働者の子弟であり、組合員の子弟が受ける恩典が割合少なかった。

現在は、先にも述べたように1^o GRAU、すなわち、小中学校の教職員の給与は州政府が負担し、幼稚園および2^o GRAU(高校)の給与は当組合が負担している。この他、当施設を維持するための職員、雑

役人等の人件費はすべて組合が負担している。

学校の校舎は、当初木造建築であったが、近年永久建築に改修された。学校を運営するための経費は教育基金制度があり、これは、組合の総販売額の5%を拠出してこれにあてている。

1976年の剰余金のうち、Cr\$400,000は、体育館建設資金として補助している。また、今年度の学校運営にあてる予算はCr\$1,000,000を計画している。なお、当院独自の収入財源は、搾乳(牛乳)の販売、土地、住宅の賃貸料および組合の補助金等が主なものである。

ウ 学校の機能

当校に在席する生徒数は、現在約660人で、内訳は次のとおりである。一保育園児50人、幼稚園児60人、1^o GRAU(小、中学校)480人、2^o GRAU(高校)70人。

教師は、27人配置されており、授業時間帯は、都市が実施している制度と同様に3交代制で行なわれている。すなわち、1^o GRAUは午前中と昼間、各種職業指導コース（英語、タイプ、音楽、家政、etc.）は昼間、2^o GRAUは夜間となっている。

学校敷地は200Ha確保され、校舎は永久建築の立派な建物で、中には生徒寄宿舎、講習会場、図書室、保健室（歯科医も配置）、食堂、文具具売店、等の設備がととのっている。

現在、学校の寄宿舎は、組合従業員と取員が住宅として利用している。（賃借料は当院に支払っている）また、校舎の一部は、院の組織している特別コース（例えば有志の団体が組織されている家政科コース等）に使用されている。

エ 職業教育

当院は、職業教育に関しても熱心であり、学校内に職業指導用の各種コースをもおけて、積極的に指導をはじめている。特に指導は幅広く行なえるように各種コースを設置し、将来、本人の進路を選びやすいように工夫している。例えば、家政コース、経理コース、タイプコース、音楽コース（小オーケストラもある）、英語コース（視聴覚教室を整備）、大工コース、洋裁コース、料理コース等である。大工コースは、開設されてまだ日が浅いが、設立にあたり機械類は、昨年L&L (LEGIAO BRASIL-EIRA ASSISTENCIA) から寄贈を受けている。近い将来は、工芸関係の職業指導も行なう計画である。

3) 文化活動

文化活動も、娯楽をかね積極的に進んでいる。例えば、学芸会、民謡大会、時には蘭伯両国の料理講習や、時には、ファッションショーも開かれていく。また、美術専門の大学の教授を招待して彫刻の指導なども受けている。

移住地内では、2～3世に対しオランダの

伝統、文化を伝えるために、種々の行事を行っている。例えば、クリスマスを祝う場合は、ブラジル流の12月24日、25日、に祝わないで、オランダ風、つまりFESTA DE SÃO NICOLASの日（クリスマスの前日曜日）に子供達にプレゼントして祝っている。このように、オランダ式祝日やあるいはオランダの民謡や民芸等母国文化を子孫に伝えることの努力も欠かさない。

時々、花や手芸品などのバザーも行なっているが、これらの催しものの収益は、学校の運営経費に充当している。

姉妹移住地のオランブラ第1では、126人の子女がバレエのレッスンに励んでいるそうであるが、両移住地のように、農村地域で文化活動を積極的に行ない人間形成、情操教育に力を入れている例は少ない。

4) 僻地と教育

当移住地で自慢されることは、僻地にありながら子弟達が大学を受験できる状態にあることである。当移住地では、組合員の子弟の殆んどが全員高校へ入学し、卒業後は近くの町へ例えば、カンピーナス、ポッカツ、イタベチニンガ、ピラシカーバーの大学へ入学するケースが多い。また、当移住地では、大学卒業生はでていないが、オランブラ第1では既に沢山いる。

現在では、オランダ系2世の最低教育は、殆んどが高校までを終了しており、卒業生の80%がコロニアを出て、大学へ入学している。彼等が大学を卒業すると、自己の職業を自由に選択し、農村から出てゆく傾向にある。

大抵の場合は、家族の内1人は農業を継いでおり、他は、教育を受けると町へ新しい職業を求めて出てゆくのが実状である。ただし、家に残る者は、長男とは限らない。

当移住地の周辺には、高校レベルの教育機関がないので、付近の農村から当移住地の学校へ生徒が集ってくるため、近隣の農村との交流がスムーズに行なわれている。

IV オランダ人の移住に対する考え方と今後の方向

オランダ人が彼等の特性として、合理主義的思考の強いことは、今さういまでもない。今回、このオランダ第2移住地を調査して特に感じられたことは、この合理主義思想を土台にした計画性の上に、一步一步着実にそれが実践された結果であるということである。

そこでこの章では、同化や移住地管理の考え方と今後の抱負について、組合幹部と意見交換をした内容をまとめてみることにした。以下述べることは、組合幹部の考え方である。

1. ブラジル社会への適応同化について

移住者が外国で生活労働する上の基本的問題は、まず、新しい社会環境への適応同化を如何に行なうかということである。そこでオランダ人の適応、同化に対する考え方を項目別に紹介してみる。

1) 適応同化の考え方

当地は、ラテン文化を基盤とする国であるためオランダ人の生活、文化様式とはかなりの違いがある。従って、オランダ人としても、この社会環境に適応同化するには、かなりのカルチャー・ショックを受けている。しかも、オランダ直来の初期の移住者と現地出生の2世のオランダ人とは、思考様式やブラジルへの理解適応度が相当に異なるのは、日本人と程度の差はあれ似かよっている。

それは、移住者が教育を受けた環境により同化の難易度が異なるからである。つまりオランダ国内で教育を受けて来た移住者と、ブラジルで教育を受けた移住者子弟との間では、同化の度合に大きな差が生じている。例えば、移住者の家庭内でも、本国育ちの父親は、本国の事柄にすべて関心を示すが、移住先育ちの子供達は、親の母国に対する関心はきわめて小さい。

移住者にとって、適応同化のあり方は、大きな問題である。オランダ人にとって、同化とは、移住先国の文化へすべて埋没してしまうことを意味するのではない。母国の優れた

文化を移住先国で堅持しながら、必要に応じてオランダ人固有の長所、すなわち文化的、精神的、経済的に優れた点や良い点を相手国に伝えることである。しかも、移住者の基本姿勢は、やはり相手国の人々との抵抗や摩擦を起さぬように調和してゆくことである。

ブラジルは、世界でもめずらしく異民族にとって、適応同化しやすい国である。それはこの国が昔から移民の国として形成されてきており、世界の人種が雑居しているため、人種差別、偏見問題等が起きないからである。しかしながら、外国へ移住する移住者にとって、いずれの国へ移住するにせよ、新しい環境での生活には当初きびしいものがある。オランダ本国の人々は、その国の社会機構が個人生活のすべてを保護し、また、諸問題を解決してくれる。しかし、外国へ来た移住者の場合は、自力で当面の諸問題を解決してゆかねばならない点に、移住の難しさがある。

また、生活環境で、移住先地域が文化的におくれていることを、今さら悩んでみても仕方のないことである。それよりも、自己の住む生活環境を日々改善するよう努力する事が大切である。そして人間が生活するのに必要な基本的条件を整備することが大事である。

2) 同化のためのエレメント

ア) 言語

適応同化のために必要、かつ重要な要素の一つは、何といても言語の修得である。移住地内でも業務はブラジル語により処理されており、ブラジル人との接触、あるいは取引等々の機会にはめぐまれている。しかし、文化的接触や相互理解の機会には乏しい。

当移住地では、できるだけブラジル語に習熟させるために、学校では直来のオランダ人のためのブラジル語コースを設置し、指導している。また、反対にブラジル人あるいは、オランダ系2～3世に対しては、オランダ語を指導するコースも設置しているが、これはオランダ語およびオランダ文

化に対する理解を深めさせることを目的としている。

このように、子孫に対し、オランダ語を指導することにより、親達の母国文化の良い点を維持、理解させるとともに、一方、親達は、ブラジル語を学ぶことにより、相手国への適応力と理解力を養うことができるのである。

オランダ人の各家庭では、ほとんどオランダ語で話されているが、子供達は外ではブラジル語を話し、いわゆる2か国語を話すように指導されているのが普通である。これは、オランダ人の家庭教育の基本方針となっている。

イ) 結婚問題

現在、当移住地内における既婚者の配偶者について調べてみると、オランダ人同士で結婚している者と、それ以外の者との比率は約半々である。この場合、ブラジル人と結婚するケースはオランダ人男性の場合が多く、女性はスイス人も含めて、ブラジル人と結婚するケースはきわめて少ない。(パラナにあるオランダ人移住地は宗教上、外部の人々、すなわちブラジル人との結婚は行なわれていない由)。

結婚相手を母国から呼寄せるときのケースはきわめて少ない。また、結婚相手を探しに、オランダまでわざわざ行くようなこともしない。まして、写真見合等で母国から見知らぬ相手を花嫁あるいは花婿として迎えた例は、まずない。

ウ) 宗 教

宗教については、入植者に対して何らの制約もしていない。すなわち宗教の自由を認めているが、たまたま、現入植者は全員がカトリックである。

2 移住地管理のあり方

1) 集団移住地の機能

当移住地は集団入植地であるために、一見して外部との接触もなく孤立しているよう

ある。しかし、移住地内には公共機関、例えば学校や病院、あるいは、農業技術上の研究機関等が設置されているため、外部との交流があり、また、商業上の取引も外部と積極的に行なわれているため、外部社会との接触は常時盛んに行なわれている。

しかし、地理的には、他の社会から孤立しているために、ややもすると村自体が孤立化の傾向になりやすい。従って、できるだけ外部との交流に気をくばるよう努力している。

そのため、優れた機能を具備した公的機関を設置し、外部の人々に開放しているのも、その理由の一つである。

分散入植地と比較して、集団移住地のメリットは、まず、住民の考えを統一しやすく、その意識統一は、団結力を生み、そして、それは大きなエネルギーとなり、移住地地域社会の生産拡大や開発に大きく結びつくのである。

2) 村づくりの基本条件

拓殖事業で最も大事なことは、人間の生活の場として必要な基本条件を、その環境に具備させることである。オランブラ第2移住地は、小さな農村共同体であるが、組合員全員が、満足して日々の生活をおくっており、外部へ転出して行く者は皆無である。それは、この農村が、人間生活の場所として魅力一富農生産活動、経済活動が十分出来、医療、教育、社会福祉の恩恵を受けられる環境一を備えているからである。

近年、農村人口は農業をすてて町へ転出してゆく傾向にあるが、それはその地域社会に魅力がないからである。

例えば、多くのブラジル人農場主は、生活の本居を町に置き、仕事の時のみ、農村に働きに出る傾向にある。それは、単に農場主だけではない、日雇人夫でさえ、日々周辺の町からトラックに乗り、農村に働きに出る状態である。それはいうまでもなく、町の方が人間が生活をいとむ場所としてのメリットを備えているからである。裏をかえせば、農

村に人口を固定させておく必要條件は、住民にとって、その生活圏に営農生産活動、経済活動のための基盤が整備され、文化面で生活しやすい環境条件を具備させることである。具体的には、営農経営基盤が整備され、その上に生産物加工工場、倉庫、冷凍貯蔵庫、乾燥工場、電気、道路、販売網、上下水道、学校、病院、マーケット、映画館、クラブ、ガソリンスタンドその他、生産、生活、文化面に必要な設備を備えていることである。

これらの各要素を取り揃えるためには、組合という組織を活用することが得策である。

当移住地では、移住者個人の憩いの場所として、その場所にふさわしい自己の住宅を建築しており、母国で住んでいたのと同じ程度の立派なものを建て、庭園づくりなどをして、生活の喜びを味わっている。

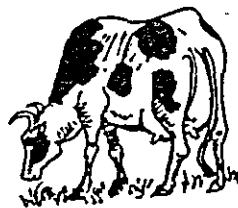
3) これからの組合の運営とその方向

今後の農村共同体における組合機能のあり

方は、各種設備工場を備えた企業的機能及びセンスが益々要求されるのである、また、地域開発を行うためには、移住地集団独自の活動には限界があるので、例えば、INCRA、州政府機関等との連携を十分とり、医療、教育、道路造成その他公共事業の協力援助を得るための努力が、今後、更に必要である。

現在、農業を取り巻く環境および条件の変化に即応し、農業者をより大きく育成指導するためには、当移住地組合では、経済調査部の活動が正に必要になってきている。この調査部は農民の経営内容、生活内容等を常時調査把握し、そして分析すると共に、広く経済情報を収集分析し、その資料に基づき将来を見透した指導をする必要に迫られている。

このようにして当組合は、絶えず時代の流れに即応した新しい経営方策を研究しているのである。



V 資料編

1. "オランブラ" 移植民組合定款

I 章 序 則

第1条 1960年12月23日に設立され、登録番号6,617のもとに旧農務省農業経済課に、又1,143のもとにサンパウロ州農務局協同組合援助局に登録されている"オランブラ"移植民有限責任組合は、1971年12月16日付の法律5,764号に従って作成された本定款により規制される。

第2条 組合はサンパウロ州パラナバネマ郡ファゼンダ・ダス・ボッセス(ボッセス農場)に本部を置き、係争の場合の裁判所としてアパレー司法区裁判所を指定する。組合の存続期間は無制限とする。

第3条 事業年度は毎年1月1日から同年の12月31日までとする。

第4条 組合員加入のため、組合の活動範囲をサンパウロ州内に限定するものとする。

II 章 組合目的について

第5条 組合は以下の事業の推進を目的とし、そのために必要とする役務および機関(部門)を維持する。

- 1) 組合又は組合員の協同による開発、あるいは組合員に授与、譲渡されるロッテ(区分された土地)での個々の組合員による開発および組合目的の実現に必要な役務、部門の設置のため、農畜産プログラムの実施に適した土地の購入および整備をおこなうこと。
- 2) 組合又は組合員の取移のあるいは加工した農産物を共同販売すること。そのため、農畜産物の調製・精選・分類・格付・貯蔵加工を行なうことができる。
- 3) 共同購入した農畜産活動に必要な生産財(生産資材)を組合員に供給すること。そうすることが好都合な場合、生産財を直接又は第3者の協力を得て生産することもできる。
- 4) 共同購入した消費財を組合員に供給すること。好都合な場合、消費財を直接又は第3者の協力を得て生産することができる。
- 5) のちに共同販売のため生産物を組合へ引渡

すことを約束する書類と引きかえに、融資の名目で組合員に現金による前貸しをおこなうこと。その目的で組合に引渡される生産物に対する前貸し金については、基金として保留されている組合員の出資金の一部をあてる。

- 6) 組合員の生産事業および住宅の建築向けの融資取得に協力する。
- 7) 組合員に貯蓄習慣および社会保障基金への加入を奨励する。
- 8) 直接又は第三者との協定により、組合員、その家族および雇用者に対し、医療、社会、教育、娯楽サービスをおこなう。
- 9) 本定款又は現行法規に抵触しない組合あるいは組合員の利益になるあらゆる活動をおこなう。

第6条 組合は更に次の目的を有す。

- 1) 農業経済に関する各種の活動に従事する農業者の訓練、教育、および農業の生産性を上げるための作業方法、プロセスの導入、採用を目的とする計画、プロジェクトの作成および実施について公的機関又は、民間団体と協力する。
- 2) 組合加入者を増加させるため、組合員の共同体において協同組合精神の昂揚をはかる。

第7条 組合により作成、実施される植民プロジェクトは農畜産開発組合および組合員のためのサービス施設の設置向けのロッテ(区分された土地を)含む。

第1項 土地が直接組合により、幾人かの組合員が共同で、あるいは全組合員の協同により、利用開発されないか、又は確定的に分配されない間は、植民プロジェクトのロッテ、グレーバは植民の目的を考慮し、適切と考えられる期間、組合員外の者に賃貸し又は譲渡することができる。

第2項 前項規定にもとづくその開発、利用が組合および組合員の利益にとって不都合又は不適切とみなされるロッテ、グレーバは植民プロジェクトから除外し、組合員外の者に譲渡することができる。

注：グレーバ＝区画された土地のことで、

ロッテと同意義。

Ⅲ章 組合員について

第8条 自分の土地又は組合の土地で農畜産を営むことを希望するもので、農畜産の技術能力を有し、かつ本定款の規定に同意する、いかなる自然人（個人）も組合に加入することができる。単項 組合員の数は無制限とする。但し、20名以下に減少させることはできない。

第9条 組合に加入する場合、候補者は組合給付の申込用紙に必要事項を記入し、組合員1名の署名を得て提出する。それによって候補者は申込人とみなされる。

第1項 申込書が理事会で承認されたら、候補者は本定款に定める規定と条件にもとづいて出資金を払うものとする。

第2項 組合員として加入手続は候補者による出資金の払込みおよび加入者名簿への署名によって完了し、それによって協同組合法、本定款、内規、総会の決議に定める全ての権利を取得し、同時に義務を負うものとする。

第10条 組合員は以下の権利を有す。

- a) 組合総会に出席し、総会でとりあげられる議題について討議し、投票すること。
- b) 組合事業の推進および組合員の利益上必要な措置を理事会又は総会に提案する。
- c) 理事会、監事会、その他の機関のメンバーを選び、選ばれること。
- d) 新しい組合員を推薦すること。
- e) 組合から脱退すること。
- f) 組合が維持する全ての役務を利用すること。
- g) 組合の事業に関する情報を文書で要請すること。および定期総会の開かれる前の月に、組合本部で会計帳簿および財務諸表を調べること。

第11条 組合員の義務は次のとおり。

- a) 申込み出資金の払込みをおこなう。
- b) 農畜産物の全部を共同販売のため組合に引渡す。
- c) 法律、定款規定を履行し、総会、理事会、組合事業の経営者の正規の決定を尊重する。

d) 組合との約束をきちんと果たす。

e) 組合活動およびその事業に積極的に参加する。

f) 法律および定款の規定に従い組合の経費の一部を負担する。

g) 参加している組合事業について組合に報告する。

h) 組合員は組合を通じて購入したロッテを組合目的に関連する農業畜産に使用する義務がある。ロッテを他の目的に使用する場合は、組合の文書による許可を必要とする。

j) 組合員が組合を通じて購入したロッテを譲渡する場合、組合が組合又は他の組合員のために購入優先権を行使できるよう、組合にその意向を通知する義務がある。

第12条 組合員は出資額を限度として組合の債務に対し補足的に責任を負う。

単項 第三者への組合の債務についての組合員の責任は、除名組合と無関係になった年度の決算書が承認されるまで、脱退、追放、後にまでおよびものとする。但し、組合員は組合が法的に債務清算を要求されたのちのみ責任の履行を求められる。

第13条 組合に対して負った死亡組合員の義務および第三者に対する組合員の責任は、その後継者に受けつがれるが、その場合監事会の承認のある理事会の表明がおこなわれてはじめて引継ぎが有効とみなされる。

単項 死亡組合員の後継者は死亡組合員に所属していた払込み出資金およびその他のクレジットに対する権利を持ち、本定款に定める条件を備える場合組合に加入する権利を保証される。

Ⅳ章 脱退、追放、除名

第14条 組合員の脱退は拒否されないものとし、組合員の脱退申入れによっておこなわれる。脱退申入れは組合理事長に対して提出され、理事長はこれをそのあと開かれる最初の理事会会議にかけ、組合員名簿に記載し、組合代表者の署名を持って脱退が認められる。

第15条 法律又は本定款に違反したときに適用される組合員の追放は、違反者に対する再三の通告のうち、理事会の決定により行なわれる。組合員の追放をもたらした理由は、組合代表者の署名のある組合員名簿中の記載に含まれていなければならない。

第1項 理事会は他の理由のほか、以下を行なう組合員を追放するものとする。

- a) 組合に損失とみなされる活動又は組合の目的に抵触する活動に従事する場合。
- b) 組合員が負った義務を履行させるため、組合が法的手段に訴えざるを得なくする場合。
- c) 通知を受けたのち、法律、本定款、組合の決定、決議に再度違反する場合。

第2項 追放決定の認証済コピーは、発信と受信の日を証明するプロセスにより当事者に送られる。

第3項 追放処分が付された組合員は通知を受けた日から10日以内に、その決定を次の総会まで停止させる効果を持つ異議申立てを行なうことができる。

第16条 組合員の除名は次の場合に行なわれる。

- 1) 死亡した場合。
- 2) 民事上の能力を欠く場合。
- 3) 組合への加入又は組合員としての定款上の要求に応じない場合。

単項 本条3項規定にもとづく組合員の除名は、監事会の意見を聴取したのち、理事会の決定により行なわれる。

第17条 脱退、追放、除名のいずれの場合でも、組合員は払込んだ出資額に、決算で生じた正味剰余金をもって分配される利子を加算した金額の返還に対してのみ、権利を持つものとする。

第1項 本条に定める出資額の返還は、組合員が組合を離れた年度の決算書が総会で承認されたあとにのみ要求されうるものとし、返還は最高5回の年賦払いで行なわれる。

第2項 本条に定める出資額の返還が組合の経済、財政的安定を脅やかすほどの数の組合員の脱退、追放、除名があった場合、組合の存

続が保証される返還基準に従い返還を行なうものとする。

第3項 組合員の義務は、脱退、追放、除名後も、組合員が組合と関係を断った年度の決算書が総会で承認されるまで、存続するものとする。

V章 資本について

第18条 出資持分(コータ)から成る組合の資本は最高額についてリミットがないが、申込まれるコータ数により変化するものとし、資本はCr\$7,500,000.00以下とすることはできない。

第1項 コータ(持分)の単価はCr\$100.00とする。

第2項 コータは不可令で、非組合員に対しては譲渡不能なものであり、いかなる取引の対象にもならず、第三者に対する保証として提供することもできない。コータの申込み、払込み又は返還はつねに組合員名簿に記載されるべきものとする。

第3項 コータの全部又は一部譲渡は、譲渡人、譲受人および組合代表者の署名を含む記載により組合員名簿に記録される。

第4項 組合員は払込み通知とは関係なく、コータを一度に現金により、又は年賦払いで払い込むことができる。

第5項 組合は払込まれた資本金に対し年12%までの利子を附与するものとする。

第19条 組合加入にあたって、各組合員は少なくとも100コータの申込みを行なわなければならない。コータは最高4回の年賦払いで払込むことができる。

単項 いかなる組合員も組合の資本金の3分の1以上申込みすることはできない。

VI章 総会について

第20条 組合の総会は、定期又は臨時をとわず、組合の最高議決機関であり、法律および本定款の定める限度内で、組合の利害に関するすべての、いかなる決定も行なうものとし、その決議には欠席者又は反対者を含めすべての組合員が

従わなければならない。

第21条 総会は理事会決定後に召集される。

第1項 総会は、重大な至急の理由がある場合
監事会、また理事長が召集要請に応じない場
合、組合員として完全な権利を持つ組合員5
分の1により召集されうる。

第2項 次の組合員は総会に参加できない。

- a) 総会召集後に加入した組合員
- b) 本定款第11条のいずれかの規定に違反
する組合員

第22条 前条に定める理由で総会を召集する場
合、第1回召集は10日前に、第2回召集は1
時間前に、又第3回は7日後に召集される。

単項 この3回の召集はそれぞれの召集の時期
を明記してあれば1つの公告で行なうことが
できる。

第23条 前条にもとづいて召集された総会が定
員数不足で成立しなかった場合、最低10日前
に新しく召集を行なう。

単項 その新規召集でも定員数不足で総会が成
立しなかった場合、組合解散が認められ、当
該機関にその旨を通告しなければならない。

第24条 総会の召集公告には以下の事項が含ま
れていなければならない。

1. 組合の名称、定期又は臨時総会の別
2. 各召集ごとの総会の日時、開催場所、正当
な理由のある場合を除き、組合本部を開催場
所とする。
3. 召集回数。
4. 適切に分類した議題。
5. 総会成立の“定員数”計算および代表基準
査定に必要な公告掲載時の組合員数。
6. 召集責任者の署名。

第1項 召集が組合員により行なわれる場合、
召集公告は最低、召集要請書に署名した組
合員4名の署名を必要とする。

第2項 召集公告はもっとも組合員の出入り
の多い組合建物内の目につきやすい場所に
掲示するほか、新聞に掲載し、回状により
組合員に通知する。

第25条 理事会、監事会およびその他の機関の

メンバーの罷免は定期又は臨時総会の権限とす
る。

単項 組合の正常な経営又は監督が脅やかされ
るような罷免があった場合、組合は、その選
出が最高30日以内に行なわれる新理事、監
事の就任まで、臨時の支配人および顧問を任
命することができる。

第26条 総会成立のための“定員数”は次の通
りとする。

1. 第1回召集の場合、投票できる資格の組合
員数3分の2
2. 第2回召集の場合、組合員の過半数
3. 第3回召集の場合、組合員最低10名

単項 本条に定める“定員数”の確認のため、
各召集ごとに出席簿に署名する。

第27条 総会の議長は理事長がつとめ、理事会
のメンバーの1人が書記につくが、理事会メン
バー欠席の場合は総会の指名する組合員がこれ
をつとめる。

単項 総会が理事長により召集されなかった場
合、総会は総会で選ばれる組合員が議長とし
てこれを司会し、議長が指名する他の組合員
が書記につく。

第28条 組合の役職についている組合員は、決
算報告のようなかれらに直接、間接に關係のあ
る議題についての採決に投票することはできな
い。但し、その討議に加わることを妨げないも
のとする。

第29条 理事会の事業報告、決算書および監事
会の意見書を討議する総会においては、議長は
それらの報告が討議、採決される間総会を司会
する組合員の指名を総会に求める。

第1項 司会を移譲したあと、議長および他の
理事会、監事会のメンバーは議長席を去るが、
要請がある場合説明に応ずるため総会会場に
とどまるものとする。

第2項 総会で選ばれた議長は、総会書記によ
り議事録に記載される決議項の記録のため議
長を補佐する“特別”書記を組合員の中から
指名する。

第30条 総会の決議は召集公告に記載された議

題に関してのみ行なわれる。

第1項 票決はふつう賛意の表示によって行なわれるが、組合員個人に関する問題の場合、無記名投票で行なわれる。最低5名の出席組合員の要請がある場合他の議題の場合も無記名投票で決議する。

第2項 総会での討議、決議事項は議事録簿に記載される議事録に含められ、総会が指名する5名の組合員から成るコミッションにより総会終了後承認、署名される。

第3項 総会における決議は投票権を持つ出席組合員の票の過半数により行なわれ、出席又代理組合員は、そのコータ数に関係なく、1人1票とする。

第4項 誤り、詐欺、不正、粉飾のある総会の決議又は法律、定款に違反して採られた決議を無効にする訴訟はその総会が開かれた日から数え4年で時効となる。

Ⅶ章 定期総会について

第31条 年1回3月に義務的に開かれる定期総会は議事日程に含められるべき次の議題について決議する。

1. 監事会の意見書を添付された理事会の決算報告。これは以下の報告書類を含む。

事業報告

貸借対照表

損益計算書（組合の支出をカバーする組合員の分担金が不十分な場合に損失が生ずる）、監事会の意見書。

次年度の組合事業計画

2. 強制積立金を差引いたあとの剰余金の処分又は組合の赤字を埋合わせるための損失の按分割当。

3. 理事会、監事会およびその他の機関のメンバーの選出。

4. 第32条に定めるものを除く、組合の利益に関するその他の議題。

第1項 理事会および監事会のメンバーは1項に定める議題の票決に参加することはできない。

第2項 理事会の事業報告、貸借対照表、損益計算書の総会での承認は誤り、詐欺、不正、粉飾又は法律、定款の違反の場合を除き、メンバーの責任を免ずるものとする。

Ⅷ章 臨時総会について

第32条 臨時総会は必要に応じていつでも開かれ、召集公告に明示される組合の利害に関する、いかなる議題についても、決議することができる。

第33条 次の議題について決議するのは臨時総会のみの特権とする。

1. 定款の改正
2. 合併、吸収又は分離
3. 組合目的の変更
4. 組合の自発的解散および清算人の任命
5. 清算報告

単項 本条に定める決議を有効なものとするため、出席組合員の3分の2の票を必要とする。

Ⅸ章 理事会について

第34条 組合は4年の任期に対して総会で選ばれる5名の組合員から成る理事会によって経営され、理事会メンバーの最低3分の1は更新されなければならない。但し、選挙の日に65才に達している組合員は理事に選出されえない。

第1項 理事会メンバーは第1回会合のさい理事長の職務を遂行するカウンセラーを返送する。

第2項 直系又は傍系の2親等までの親類同志が理事会のメンバーになることはできない。

第3項 総会で選出されるか、もしくは契約された経営者（理事）は組合の名で行なわれる債務に対し個人で責任を負わないが、その行為に罪又は不正がある場合はその行為の結果生ずる損失に対し連帯で責任を負うものとする。

第4項 組合は前項に定める行為を認めるか、又はそれによって利得を得ている場合、その行為に対し責任を負う。

- 第5項 組合の性格を隠して組合の行為又は取引に参加した理事は、当該法規にもとづく罰則を妨げることなく、組合の名で負った債務に対し個人的責任を有するものとみなされる。
- 第35条 法により阻止される者のほか、それが一時的にであっても、公職に就くことを禁ずる罪に服している者、怠慢、贈収賄、強請、公金私消、大衆経済、公の信義、他人の所有権に対する犯罪に服している者は理事に選出されえない。
- 第1項 ある取引行為において組合の利益と相反する利益を持つ組合員は、組合の役職に就いている者であっても、その取引についての決議に参加することはできず、組合員としての権利の行使を阻止される。
- 第2項 理事会、監事会又は他の機関のメンバーは清算人とともに刑事責任に関して株主会社の経営者と同等とみなされる。
- 第3項 個々の組合員のなしうる訴訟を妨げずに、理事又は総会で選ばれた組合員により代表される組合は、経営者を相手どって訴訟を起す権利を有す。
- 第36条 理事会は次の規定により規制される。
1. 月1回、定期会議を開くほか、必要に応じていつでも理事長、理事の過半数の召集又は監事会の要請により臨時会議を開く。
 2. 出席者の票の過半数をもって決議を行ない、理事長には決定票を投ずる権利を保留される。
 3. 理事会の決議事項は理事会議事録簿に記載され、会議後読み上げられ、承認され、出席理事により署名される。
- 第1項 理事長に支障ある場合、理事会は理事の中から臨時に就任する全ての権限を持つ理事長代理を指名する。
- 第2項 期間に関係なく理事会のメンバーの半数以上が空席となった場合、理事長又は理事長空席の時は他のメンバーが理事の補欠選挙のため総会を召集する。
- 第3項 補欠選挙で選ばれた理事の任期は前任者の残余任期のみとする。
- 第4項 組合の利益に反する行為を行なった

理事会メンバーは総会で3分の2の組合員の同意により罷免される。

第37条 理事会は法律および本定款の限度内で、総会の決議又は勧告に従い、組合の事業およびサービス計画を立て、それらに関する規定を作成し、かつ事業結果を管理する権限を持つ。

単項 理事会は次の職権を有する。

- a) 組合の経営措置についての決定。
- b) 借入れの交渉および契約。
- c) 支配人の契約、その貸金、権限、責任の決定。
- d) サービスの実施に必要な指令、規定、内規の承認。
- e) 組合員が組合のサービスに対し支払うべき料金、手数料の決定。
- f) 経営管理費についての決定。
- g) 会計規定を定め、1971年12月16日付の法律5,764号第112条規定に従い、オージターとは別に会計事務のために必要な会計士(会計事務所)を契約する。
- h) 組合事業およびサービスの管理規定を設け、少なくとも毎月試算表の作成により組合の経済、財政状態と事業、サービス量の進展状況を明らかにする。
- i) 組合員の加入、脱退、追放、除名について決定する。
- j) 総会の召集を決める。
- k) 監事会の明白な同意を得て、組合員所有又は組合員向けの不動産を購入、譲渡又は売却する。
- l) 借入れ又は債務の交渉契約、不動産の購入、譲渡、低当入れ、権利の譲渡および代理人の任命。
- m) 組合の内規は理事会の出す規定、決議又は指令から成る。

X章 理事長について

第38条 総会又は理事会の権限外である組合の方針の実施、組合目的の実現のためのあらゆる措置は理事長の権限とし、理事長は専務理事および総支配人の協力を得てそれを実施する。

第39条 本定款の他の条項で附与される権限のほか、理事長は特に次の権限を有する。

1. 裁判又は裁判外で、組合の資産および負債を代表する。
2. 理事会および組合員総会を召集、司会する。
3. 監事会に事前に提出し、その承認を得て、毎年度の事業報告、貸借対照表および損益計算書を総会に提出する。
4. 提出したエグゼクティブの協力を得て、組合の年間事業計画および収支計画を作成する。

XI章 専務理事、総支配人および支配人について

第40条 組合は組合の事業推進のため、理事会契約のエグゼクティブを置く。

第1項 専務、総支配人および支配人は、理事会の議事録中に定められる権限をもってその職務に任命され、金融機関、連邦、州又は市の機関、公官団体に対し組合代表権を与えられることもありうる。

第2項 組合の予算、貸借対照表、組合の発展のためのプロジェクトおよび補助計画の作成はエグゼクティブの責任とし、それら計画書は理事会へ提出される。

第3項 エグゼクティブの補佐グループはエグゼクティブが契約し、その職務規定を定める。

第4項 理事会は専務、総支配人およびその他の支配人の代理についての規定を定める。

XII章 銀行勘定の運用について

第41条 組合の銀行勘定の運用は次の者により行なわれる。

- a) 理事長と理事1名により
- b) 理事長と総支配人1名により
- c) 総支配人1名と理事1名により
- d) 理事2名により

第1項 組合に責任をおよぼす全ての、いかなる書類にも第37条k、1項に従い、理事2名の署名又は理事1名と総支配人1名の連署を必要とするものとする。

第2項 当座勘定への預金は本条に定める役員1名の裏書でよい。

XIII章 監事会について

第42条 組合の経営は、毎年総会で選ばれる組合員の正監事3名、補欠監事3名から成る監事会により、丹念かつ綿密に監査されるものとし、監事の再選は3分の1のみ許される。

第1項 本定款第35条に定める被選挙権を持たない者のほか、直系又は傍系の2親等までの理事の親類および親等までの監事同志の親類は監事会のメンバーになることはできない。

第2項 組合員は理事会と監事会の役職を兼任することはできない。

第3項 監事会の正監事は監事会議長を互送する。議長は理事会会議に出席するが、投票権は持たない。

第43条 監事会は組合の業務を監査する権限を持つが、とくに次の権限を行使する。

- a) 組合の帳簿、書類、書簡の検査およびあらゆる種類の調査。その目的のため、とくに計理、総会に提出される財務諸表の検査のため専門家を契約することもできる。
- b) 理事会、エグゼクティブの経営上の措置、定款規定の履行、総会での決議事項の実施状態を監視する。
- c) 棚卸し、貸借対照表、損益計算書にもとづき、組合の事業に対する監事会の意見書を総会に提出する。
- d) 重大な至急の理由ある場合臨時総会を召集する。
- e) 理事会により召集された場合、組合問題について意見を表明し、理事会に提案を行なう。

XIV章 基金および貸借対照表について

第44条 組合は次の基金を持つ

1. 準備金、組合の損失を補い、組合の支出にあてる組合員の拠出金不足を補填するほか、組合事業の支出に応ずるためのもので、剰余金の10%をこれにあてる。
2. 技術、教育、生活指導基金、組合員、その家族、雇者への指導関係支出にあてるもので、剰余金の5%で構成される。

第1項 組合は別の用途を持つ特別な資金によ

る他の基金を設けることができる。

第2項 本条1に定める基金のほか、次の基金を準備金に移転する。

- a) 5年経過して受け取られなかった組合員のクレジット。
- b) 特に用途のない補助および贈与。

第3項 本条2.に定める資金のほか、技術、教育、生活指導基金に第三者との取引による純益を移転する。

第45条 貸借対照表は毎年12月31日に締切り、作成し、取引又はサービスの種類別にその結果を算出する。

XV章 組合経費について

第46条 組合員の拠出金で補填される組合の経費は、1971年12月16日付の法律5,764号第80条単項規定にもとづき組合員に割当てられる。

1. 経営管理費および組合員に提供されるサービス費用は組合員に等分される。
2. 組合員の経済目的に応ずるため維持される特殊なサービスの費用はサービスを享受した割合に応じて組合員に割当てられる。

第47条 前条各項に定める一般経費、経営管理費、特別サービス費のその年度における補填は次の規定に従って行なわれる。

1. 一般経費又は経営管理費については、組合員は、財政上の観点からそれが必要とみられる場合、理事会が組合の年間支出を十分カバーできると判断する額の12分の1を、組合出納課に前払いするものとする。
2. 特別経費については、組合は次の要領で徴収する。

- a) 組合費に提出したサービス又は共同購入し、組合員に供給された資材の代価に一定のパーセントを加算して。
- b) 組合員が収穫又は加工した生産物の共同販売による収入から一定のパーセントを差引いて。

第1項 組合員が前もって払った拠出金勘定と組合の経費を対照し、残高を生じた場合は、

その残高から法律および定款に定める基金引当金、申込み資金の払込み又は増資引当のため最低50%を差引き、総会がとくにその用途について決めない場合、本条1.および2.の項に従い拠出金の割合に応じて組合員に払戻される。

第2項 経費が拠出金勘定を上回わり赤字となった場合は、不足額は前項と同じ要領で組合員に割当てられる。ただし、組合はこの赤字補填のため法定準備金を利用することができる。

第3項 赤字補填のため法定準備金を利用されても、基金の資金が赤字のカバーに十分でない場合は、組合員は第1項に定める割当に従って行なわれる新たな拠出金でその差額を払わなければならない。

XVI章 帳簿について

第48条 組合は次の帳簿を保有する。

- a) 組合加入者名簿
- b) 総会議事録簿
- c) 理事会議事録簿
- d) 監事会議事録簿
- e) 総会出欠簿
- f) 義務的なその他の会計簿

第49条 加入者名簿には、組合員は加入年月日順に記載され、次の事項を記録する。

- a) 組合員の氏名、年齢、戸籍上の身分、国籍、職業、住所
- b) 組合加入年月日又は脱退、追放、除名年月日。
- c) 組合資本に対するコータ出資金勘定。

XVII章 組合の解散について

第50条 1971年12月16日付の法律5,764号第63条により、組合は次の場合に解散しうる。

- a) 総会が解散を決議した場合。但し、総会が法律5,764号の要求する最低数以上の組合員を集め、組合員が組合の存続を保証する方法がないと判断する場合。
- b) 会社形態に変更する場合。

- c) 組合員の最低数又は組合の最低資本金を割る場合、6カ月以内に開かれる次期総会までに組合員数又は資本金が最低以上に回復されない場合。
- d) 営業許可の取消しにより。
- e) 120日以上の組合活動の停止により。

XIII章 一般規定および臨時規定について

第51条 本定款第44条1.および2項に定める基金は組合の清算の際でも組合員に分配されないものとし、BNCC（内国協同組合信用銀行）向けの残金とともに同銀行に保留される。

第52条 現理事会の任期は1977年3月に選出される新理事の就任まで必要な期間延長される。

第53条 組合は、その措置が組合員の利益となる場合、サービス、コストの値下げ、共同購入、消費財購入、農畜産物の販売、輸送およびその他の機器の利用における第三者との取引を行なうことができる。

第1項 理事長は第三者との取引を承認し、エゼクティブがそれに関して従うべき規定を設ける。

第2項 第三者との取引は当該機関により定められた規定、限度に従うものとする。

第54条 理事会は特定の事項又は問題を検討するための技術委員会を設置することができ、委員会の委員長は理事長指名の理事がこれをつとめ、委員会作成の適切な措置を提案する報告者は総支配人を通じて理事会に提出される。

第55条 定款は、理事会又は組合員3分の1の提案があればいつでも総会で改正されうる。但し、後者の場合理事会の意見書を添えて総会に提出されなければならない。

第56条 組合は組合の利益になると判断される場合、1971年12月16日付の法律5,764号

第88条規定に従い、理事会、監事会の承認を得て協同組合以外の会社に資本参加することができる。

第57条 規定洩れの件については協同組合指導監督機関の意見を聴取し、関係法規および協同組合原則に従って解決するものとする。

2. 農家の営農実例

A 営農例

1. 農家概況（Y. A. S. 氏）

渡伯年 1949年（着伯後18年）

家族構成 本人・弟・本人の妻および生後15カ月の長男

家族労働 本人及び弟2名

住居 レンガ建、ガラス張りで感じの良い住宅（1965年に4,500コントスで建設）

施設 倉庫および施設付乾燥室

2. 入植の動機と現在までの経緯

1949年着伯。両親および他の兄弟達と共にカンピーナスの第1オランブラ植民地へ入植。その後弟と2人で当植民地の土地を40ヘクタール購入、1965年に入植した。その後1967年には60ヘクタールを追加購入。

移住の時もその後もオランダ政府は何も援助しない由。従って営農資本や渡航費等すべて自己資本か自分で調達したものである。

1965年、当地入植時にトラクター1台を持参したが、土地40haとトラクターの付属機械を購入、家を建てた。

土地40haの価格は、ha当り120コントスであったが、その1/3の40コントスを支払い、残額は10年払いである。家の建設には4,500コントスを要した。

トラクターの付属機械は2,200コントスで、これは銀行から借入れた（年利18%）。

第1年目は自分の土地に35haと借地10ha計45haを耕作、米、棉を中心として約1万コントスの売上げがあった。

昨年（1967年）はトラクター1台、土地60haを購入した他、乾燥場を作った。トラクターは13,000コントス。土地はha当り660コントス。1/3入金残額10年払い。乾燥場は1,000コントスであった。

3. 営農の現況（過去1カ年間）

(1) 営農規模

土地所有面積100ヘクタール、借地10ヘ

表 10 ha 当りの売上高と純収益

作目区分		米	棉	トウモロコシ	大豆
生販 産 お よ び 売	ha 当り収獲量	50 俵	110 アローバ	40 俵	30 俵
	そのうちの販売量	50 俵	110 アローバ	未販売	30 俵
	平均単価	NCr\$ 22.30	8.80	予想 (7.00)	14.00
	売上高	NCr\$ 1,115.00	968.00	予想金額(280.00)	420.00
官 農 経 費	肥料	24.00	48.00	43.20	36.00
	種子	20.00	1.20	6.00	0.60
	薬剤	3.00	25.00	—	20.00
	労賃	70.00	90.00	70.00	70.00
	収穫費	100.00	120.00	—	—
	利子	24.60	24.60	24.60	24.60
	公課	256.00	220.00	(64.50)	95.00
	農具償却その他	29.50	29.50	29.50	29.50
計	627.10	625.30	(257.80)	299.70	
差引損益	487.90	342.70	(22.20)	120.30	

表 11 作目別の総売上高とその純収益

作目区分		米	棉	トウモロコシ	大豆
生販 産 お よ び 売	植付面積	10 ha	60 ha	10 ha	15 ha
	収獲量	500 俵	6,500 アローバ	400 俵	450 俵
	販売量	500 俵	6,500 アローバ	未販売	450 俵
	平均単価	NCr\$ 22.00	8.80	(7.00)	14.00
売上高	NCr\$ 1,150.00	57,350.00	(2,800.00)	6,300.00	
官 農 経 費	肥料	240.00	2,880.00	432.00	540.00
	種子	200.00	72.00	60.00	9.00
	薬剤	30.00	1,500.00	—	300.00
	労賃	700.00	5,400.00	700.00	1,050.00
	収穫費	1,000.00	7,200.00	—	—
	利子	250.00	1,470.00	250.00	370.00
	公課	2,560.00	13,170.00	(645.00)	1,445.00
	農具償却その他	295.00	1,770.00	295.00	442.00
計	6,271.00	37,462.00	2,578.00	4,516.00	
差引損益	4,879.00	19,888.00	222.00	1,784.00	

クター、トラクター・44馬力2台、車1台(コンビ)、乾燥場、家畜は乳牛1頭所有。

(ロ) 借入金概況
1967年、トラクター購入のため、銀行から13000コントス融資を受ける。4年間据置利子18%(年利)。

(ハ) 主要作目経営実績
概要別表の通りであるが、棉作を中心とした大農機械農法であって、単位面積当りの収量及び収入は少ないが、大面積経営であるので成り立っている。

ha当りの純収益は、計算上別表のようになるが、農場主の感じでは、米作で250コントス/ha、棉作で300コントス/ha、大豆150コントス/haということであった。

解 説

主要作物4種目のうち、米は面積当りの収量が多く、従って面積当りの利益が多くなっている。ちなみに普通作だとha当り35~40俵との由50俵は上作である。

棉も上作である。従って利益も多くなっている。トウモロコシは不作。大豆は普通作である。

営農経費の内訳

肥料…重過リン酸石灰を米にha当り100kg、棉に200kg、トウモロコシに180kg、大豆に150kg基肥で施した。費用はその代金のみである。

労賃…月給で働く雇用者が3名。月額9600

$$9600 \times 3 \times 13 = 3,744.00$$

日給で働く者、年間延111名(推定)

$$3.70 \times 111 = 4,107.00$$

計 7,851.00

この7,851.00を割り振りした金額が表に出ている。

収穫費…米の収穫は請負のコンバインがha当りNCr\$100.00で袋づめまでやる。棉の収穫は1アローバ当りNCr\$1.00支払った。

利子…NCr\$13,000.00の18%の利子2,340.00を耕作面積に対して割り振りした。

公課…売上高の15%の金額になる商品流通税

(I. C. M.)の他に便宜上、社会福祉基金(I. A. P. I.)1%および組合へ納入する販売手数料7%も一緒に公課の中に加えた。従って売上高の23%になる。

農具償却…所有する農具の総購入額を40,000.00

$$\text{NCr\$ 前後と見、残留価値} 30\% = 12,000.00$$

NCr\$を差引き10年で償却。耕作面積に対し

表 12 営 農 収 支 実 績 (金額単位: NCr\$)

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
米	11,150.00		肥 料	4,092.00	
棉	57,350.00		種 子	341.00	
トウモロコシ	(2,800.00)		薬 剤	1,830.00	
大 豆	6,300.00		労 賃	7,850.00	
			収 穫 費	8,200.00	
			利 子	2,340.00	
			公 課	17,820.00	
			農 具 償 却	2,800.00	
			そ の 他	5,560.00	
計	77,600.00		計	50,833.00	
			差引損益	26,767.00	
			生計費	6,000.00	月額 { 食費 300.00 その他 200.00
			経済余剰	20,767.00	

て割り振る。

$$40,000.00 - 12,000.00 = 28,000.00$$

$$28,000.00 \div 10 = 2,800.00$$

その他…依代運賃、燃料等の見積り額を記入した。種子および薬剤は金額も少ないので説明省略。

(二) 営農収支実績

集計の結果、概ね表12のとおりである。ブラジルにおいては移住後、わずか6～7年で純所得2万7千コントス(邦貨約300万円)を達成できる一例とみることができる。

4. 農場主の意見、希望等

将来は現在の100haの所有地をもっと増やしたい。経営に果樹栽培を採り入れたい。リングが面白そうだ。

ブラジルの農業政策は、生産物の価格の安定化をはからねばならない。それと、農業融資が現在のより短期間の融資だと腰を落ちつけて仕事ができない。融資期間は5年は必要だ。この二つのことについて政府が強力にやらないと、農家はいつまでたっても浮かべられない。商品流通税についても、農産物に直接課税するのは良くない。

5. 問題点および対策

肥沃な耕地を100haも持ち、ほぼ完全に利用していることは、この農家の勤勉さを物語るものと言えよう。農場主の意見によると、稲作棉作等の穀作の場合、35ha以上ないと生活が出来ない由。また、トラクターを所有して経済的に引き合うのは、50ha以上耕作する場合との由。大面積による経営でないと穀作がやれない点を良く考える必要がある。

10ha耕作した稲および60ha耕作の棉作が上作であったので、23%にも及ぶ課税や手数料の徴収にもかかわらず、純益を残している。単位面積から増収するようにするための農業技術が今後更に要求されると思う。

B 営農例

1. 農家概況(Y. S. A. 氏)

渡伯年 1963年5月

家族構成 本人・妻・子供6人(まだ幼い)

家族労働 本人、妻

住居 中程度の木造

施設 倉庫

2. 入植の動機と現在までの経過

オランダの主都の近郊で、2ha程耕地を持ち花作りと野菜作りをやっていたが、子供達の将来を考えると、その耕地が狭過ぎるので、広い耕地を求めてブラジルへ来た。

1963年5月着伯。持参金は2万5千フローレンス(約7千ドル)。直接現在の土地に入る。現在50haの所有地の外に、50ha借地をしている。

3. 営農の現況

(イ) 営農規模

土地所有面積50ha、借地50ha、トラクター1台所有。

(ロ) 借入金概況

本年銀行から、10,000新クルゼイロス融資を受けた。利率18%。

(ハ) 主要作目、経営実績

おおむね、別表の通りであるが、オランダからの移住後まだ数年にすぎず、所算資金も多くなかったため、経営拡大を行なうことができず、昨年の耕作面積も42ha程度であるため、多くの利益を挙げるに至っていない。

営農経費の内容

肥料…この農家も重過リン酸石灰のみ使用。第1例に準ずる。

労賃…月給制の常備2名、月給96.00

$$96.00 \times 2 \times 13 = 2,496.00$$

$$\text{臨時} 28 \text{名} \times 3.70 = 103.60$$

$$\text{計 } 2,599.60$$

この2,599.60の人員費を耕作面積に割り振りした。

利子…10,000 NCr\$を銀行から融資を受けたので利率18%。つまり1,800 NCr\$。これも耕作面積で分ける。

農具償却…10,000 NCr\$の農具所有と評価。売却時の残留価値30%として、10年償却

表 13 ha 当りの売上高と純収益

作目区分		トウモロコシ	大豆	米	フェジヨン豆
生販 産 お よ び 売	ha当りの収穫量	65 俵	28 俵	37 俵	20 俵
	そのうちの販売量	65 俵	28 俵	37 俵	20 俵
	平均単価	NCr\$ 7.00	14.10	21.70	9.40
	売上高	NCr\$ 455.00	94.80	802.90	188.00
営 農 経 費	肥料	43.40	36.00	24.20	35.00
	種子	5.80	0.80	20.00	—
	薬剤	—	20.00	3.10	—
	労賃	62.80	62.80	62.80	62.80
	収穫費	—	—	100.00	—
	利子	43.40	43.40	43.40	43.40
	公課	107.00	90.00	187.00	45.00
	農具償却	16.90	16.90	16.90	16.90
	その他	32.50	22.00	75.00	16.00
計	311.80	291.90	532.40	219.00	
差引損益		143.20	102.90	270.50	-31.10
(作柄)		普通作	普通作	普通作	不作

表 14 作目別の総売上高とその純収益

作目区分		トウモロコシ	大豆	米	フェジヨン豆
生販 産 お よ び 売	植付面積	6 ha	25 ha	8 ha	2.4 ha
	収穫量	400 俵	700 俵	300 俵	50 俵
	販売量	400 俵	700 俵	300 俵	50 俵
	平均単価	NCr\$ 7.00	14.10	21.70	9.40
売上高	NCr\$ 2,800.00	9,870.00	6,510.00	470.00	
営 農 経 費	肥料	260.00	900.00	194.00	85.00
	種子	35.00	20.00	160.00	自給
	薬剤	—	500.00	25.00	—
	労賃	376.00	1,573.60	500.00	150.00
	収穫費	—	—	800.00	—
	利子	260.00	1,090.00	346.00	104.00
	公課	645.00	2,260.00	1,500.00	108.00
	農具償却	101.00	421.00	135.00	43.00
	その他	195.00	550.00	600.00	38.00
計	1,872.00	7,314.60	4,260.00	528.00	
差引損益		928.00	2,555.40	2,250.00	-58.00

$$\frac{10,000 - 3,000}{10} = 700 \text{ NCr\$}$$

その他…第1例に準ずる。

(二) 営農収支実績

表15のようになる。

4. 農場主の意見希望等

まだ経営が軌道にのらないので大変だ。現在までの営農では、オランダに居た時の方が良かった。2haの土地で花と野菜で、3年間で1万5千フローレンス(約4千2百ドル)の純益を挙げた。

しかし、ブラジルは気候も良く、健康地であり、帰る気はない。実質的に今後オランダと比

べ、良いか悪いか、まだわからない。将来は花や果樹をやってみたいと考えている。

5. 問題点および対策

渡伯して来て4年半の家族で子供達がみなまだ幼く、家族労働力も殆んど父親(家長)が1人である。資本も余裕があるようでもない。

伯国の現状では普通畑作中心では、大経営農法で投資資金が多く、必要な割に利益が少ない。この意味で農場主が技術を中心とした花や果樹を取りあげようとしているのは、当を得たものと言えよう。

表 15 営 農 収 支 実 績

(金額単位：NCr\$)

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
トウモロコシ	2,800.00		肥 料	1,439.00	
大 豆	9,870.00		種 子	215.00	
米	6,510.00		薬 剤	525.00	
フエジョン豆	470.00		労 賃	2,599.60	
			収 穫 費	800.00	
			利 子	1,800.00	
			公 課	4,513.00	
			農 具 償 却	700.00	
			そ の 他	1,383.00	
計	19,640.00		計	13,974.60	
			差引損益	5,665.40	
			生計費	3,600.00	月額 { 月 額 150.00 そ の 他 150.00
			経済余剰	2,065.40	

